

# 労働安全衛生法に基づく新たな化学物質規制の概要

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課  
労働衛生課

- 1 職場における化学物質管理の課題
- 2 規制の見直し
- 3 改正の全体像

# 1 職場における化学物質管理の課題① 労働災害の発生状況

- 化学物質による休業4日以上の労働災害のうち、特定化学物質障害予防規則等の規制対象外の物質による労働災害が約8割。
- 特定化学物質障害予防規則等に追加されるとその物質の使用をやめ、危険性・有害性を十分に確認、評価せずに規制対象外の物質に変更し、その結果、十分な対策が取られずに労働災害が発生。

	件数 (平成30年)	障害内容別の件数(重複あり)		
		中毒等	眼障害	皮膚障害
特別規則対象物質	77 (18.5%)	38 (42.2%)	18 (20.0%)	34 (37.8%)
特別規則以外のSDS交付義務対象物質	114 (27.4%)	15 (11.5%)	40 (30.8%)	75 (57.7%)
SDS交付義務対象外物質	63 (15.1%)	5 (7.5%)	27 (40.3%)	35 (52.2%)
物質名が特定できていないもの	162 (38.9%)	10 (5.8%)	46 (26.7%)	116 (67.4%)
合計	416	68 (14.8%)	131 (28.5%)	260 (56.6%)

業種	原因物質	GHS絵表示	発生状況
商業 (H31.4月)	次亜塩素酸ナトリウム (未規制物質)		倉庫内で、次亜塩素酸ソーダ水を浸み込ませ、絞った雑巾を使用して、木製パレットに付着したカビの払しょく作業をしていたところ、作業員が両手化学熱傷となった。
保健衛生業 (R1.7月)	塩素 (第2類物質)		事業場内のエントランスホール及び談話室において、入所者にお茶を提供する作業を行っていたところ、加湿器に誤って次亜塩素酸ナトリウムを補充したため、発生したガスにより吐き気や咳込み等の症状を発生し、救急車で病院に搬送され、塩素ガス中毒と診断された。
製造業 (H30.2月)	メチルエチルケトン (第2類有機溶剤)		製造室内で使用期限切れのインクジェット用インクカートリッジを廃液用ポリ容器に移していた際に、インクをこぼしてしまい、約30分、溶剤を使用してインクの拭き取り作業を行った。その間、同室内の10数m離れた場所で別の作業を行っていた被災者が、翌日に頭痛を申し出たため、病院で診察を受けたところ、有機溶剤中毒と診断された。
ビルメンテナンス業 (H29.4月)	フッ化水素 (第2類物質)		出張先でのトイレ清掃作業中、便器、床等の水垢洗浄のため、洗浄剤(フッ化水素含有)を使用して作業員3名が作業をしていたところ、咳、発熱、関節痛、倦怠感など体調不良を訴えた。その後、ふらつき等の症状が激しくなったため、救急搬送され、フッ化水素中毒と診断された。

中毒・薬傷

# 1 職場における化学物質管理の課題② 中小企業における状況

企業規模が小さいほど、法令の遵守状況が不十分な傾向にあり、労働者の有害作業やラベル、SDSに対する理解が低い。

企業規模	特殊健康診断 (実施率)		作業環境測定 (実施率)		リスク アセス メント (実施率)
	有機溶剤	特定化学 物質	有機溶剤	特定化学 物質	
5,000人 以上	62.5%	84.8%	97.7%	97.3%	59.6%
1,000～ 4,999人	37.0%	68.4%	95.8%	96.9%	62.5%
300～ 999人	49.6%	75.7%	95.6%	96.5%	53.6%
100～ 299人	63.5%	67.8%	90.4%	94.6%	40.8%
50～99人	65.5%	71.5%	84.3%	96.2%	52.4%
30～49人	52.1%	41.3%	74.7%	70.1%	30.1%
10～29人	52.2%	52.2%	63.3%	75.7%	29.4%

企業規模	有害業務 に従事し ている認 識がある 割合	有害業務 に関する 教育又は 説明を受 けた経験 がある割 合	SDSが どのよう なものか を知って いる割合	ラベルが どのよう なものか を知って いる割合
5,000人 以上	73.4%	66.2%	76.7%	61.7%
1,000～ 4,999人	72.1%	59.7%	74.2%	58.3%
300～ 999人	74.4%	48.4%	65.7%	51.2%
100～ 299人	71.3%	55.9%	48.9%	41.1%
50～99人	56.4%	50.1%	39.8%	34.1%
30～49人	59.7%	40.5%	32.8%	28.3%
10～29人	52.5%	37.7%	35.6%	26.5%

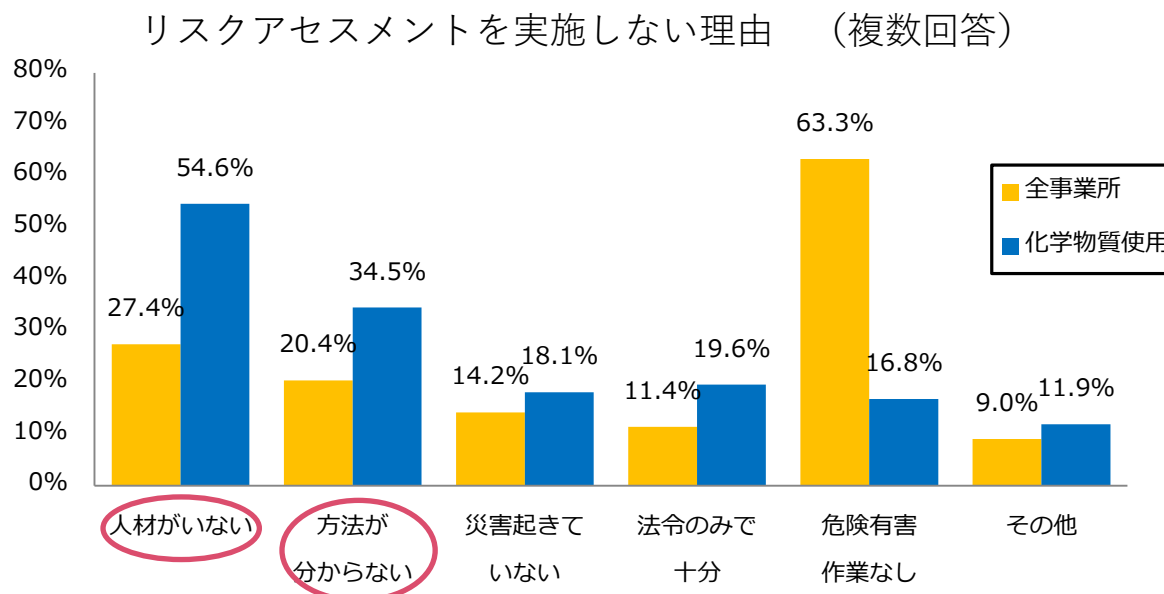
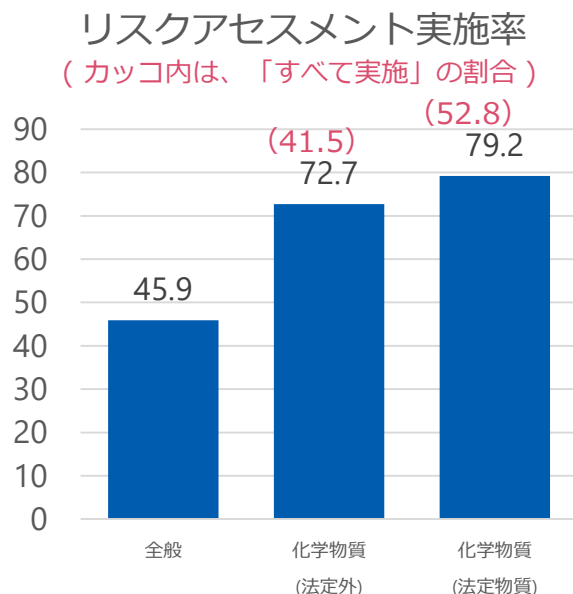
※出典：平成30年労働安全衛生調査（実態調査）、平成26年労働環境調査

# 1 職場における化学物質管理の課題③ 有害作業に係る化学物質の管理状況

○ 特定化学物質障害予防規則等に基づく作業環境測定の結果が、直ちに改善を必要とする第三管理区分と評価された事業場の割合が増加傾向。

○ リスクアセスメントの実施率は50%強。実施しない理由は「人材がいない」、「方法が分からない」などが多い。

有害作業の種類	作業環境測定の結果 第三管理区分の割合				
	H8年	H13年	H18年	H26年	R元年
粉じん作業	5.7%	5.6%	7.4%	7.7%	6.6%
有機溶剤業務	3.8%	3.3%	4.3%	5.0%	3.7%
特定化学物質の 製造・取扱い業務	1.2%	1.2%	2.9%	5.7%	4.2%



(資料出所) 平成29年労働安全衛生調査(実態調査)概況

※ 実施率集計 「化学物質」のリスクアセスメント実施率は、「すべての化学物質について実施」、「一部実施」の合計  
 ※※ 理由集計 「全事業所」：概況(全調査対象事業所の50.4%がいかなるリスクアセスメントも実施していない)  
 「化学物質使用」：特別集計(化学物質使用事業所(全調査対象事業所の6.7%)の8.4%がいかなるリスクアセスメントも実施していない)

## 2 規制の見直し

### 職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会

#### 1 趣旨・目的

現在、国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類に上るが、その中には危険性や有害性が不明な物質も少なくない。こうした中で、化学物質による労働災害（がんなどの遅発性疾病は除く。）は年間450件程度で推移し、法令による規制の対象となっていない物質を原因とするものは約8割を占める状況にある。また、オルト-トルイジンによる膀胱がん事案、MOCAによる膀胱がん事案、有機粉じんによる肺疾患の発生など、化学物質等による重大な職業性疾病も後を絶たない状況にある。

一方、国際的には、化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）により、全ての危険性・有害性のある化学物質について、ラベル表示や安全データシート（SDS）交付を行うことが国際ルールとなっており、欧州ではREACH（Registration Evaluation Authorization and Restriction of Chemicals）という仕組みにより、一定量以上の化学物質の輸入・製造については、全ての化学物質が届出対象となり、製造量、用途、有害性などのリスクに基づく管理が行われている。

こうしたことから、化学物質による労働災害を防ぐため、学識経験者、労使関係者による検討会を開催し、今後の職場における化学物質等の管理のあり方について検討することとした。

#### 2 参集者 ※役職は、報告書とりまとめ当時のもの。

##### 《本検討会》

明石 祐二	(一社)日本経済団体連合会労働法制本部統括主幹
漆原 肇	日本労働組合総連合会総合政策推進局労働法制局長
大前 和幸	慶應義塾大学名誉教授
尾崎 智	(一社)日本化学工業協会常務理事（第14回検討会～）
○城内 博	(独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所 化学物質情報管理研究センター長
高橋 義和	U A ゼンセン労働条件局部長
中澤 善美	全国中小企業団体中央会参与
永松 茂樹	(一社)日本化学工業協会常務理事（～第13回検討会）
名古屋俊士	早稲田大学名誉教授
三柴 丈典	近畿大学法学部教授
宮腰 雅仁	JEC連合副事務局長

##### 《リスク評価ワーキンググループ》

植垣 隆浩	三菱ケミカル(株)プロダクトスチュワードシップ・品質保証 本部化学品管理部長
梅田 真一	(一社)日本化学工業協会化学品管理部兼環境安全部部长
漆原 肇	日本労働組合総連合会総合政策推進局労働法制局局長
大前 和幸	慶應義塾大学名誉教授
甲田 茂樹	(独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所所長代理
○城内 博	(独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所 化学物質情報管理研究センター長
名古屋俊士	早稲田大学名誉教授
平林 容子	国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター長
三柴 丈典	近畿大学法学部教授
村田麻里子	製品評価技術基盤機構(NITE)化学物質管理センター次長
山岸 新一	JFEスチール(株)安全健康部主任部員(副部長)
山口 忍	DIC(株)レシボンシブルケア部化学物質情報管理グループ グループマネージャー

#### 3 開催状況

本検討会は令和元年9月2日～令和3年7月14日まで15回、ワーキンググループは令和2年10月20日～令和3年4月26日まで5回開催



### 3 改正の全体像①

「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書」（令和3年7月19日公表）において、化学物質による労働災害を防止するために必要な規制のあり方が提示されたことを受け、当該報告書において見直すこととされた労働安全衛生法施行令（以下「安衛令」という。）及び労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）等における規定について、見直しを行うもの。

（限られた数の）特定の化学物質に対して  
（特別則で）個別具体的な規制を行う方式



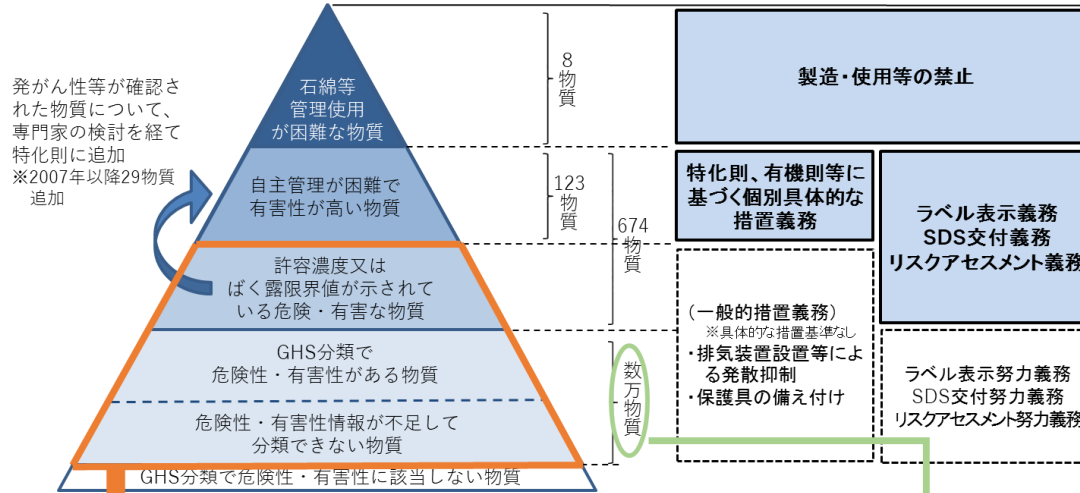
特別則で未規制の物質を主眼として

危険性・有害性が確認された全ての物質を対象として、以下を事業者を求める

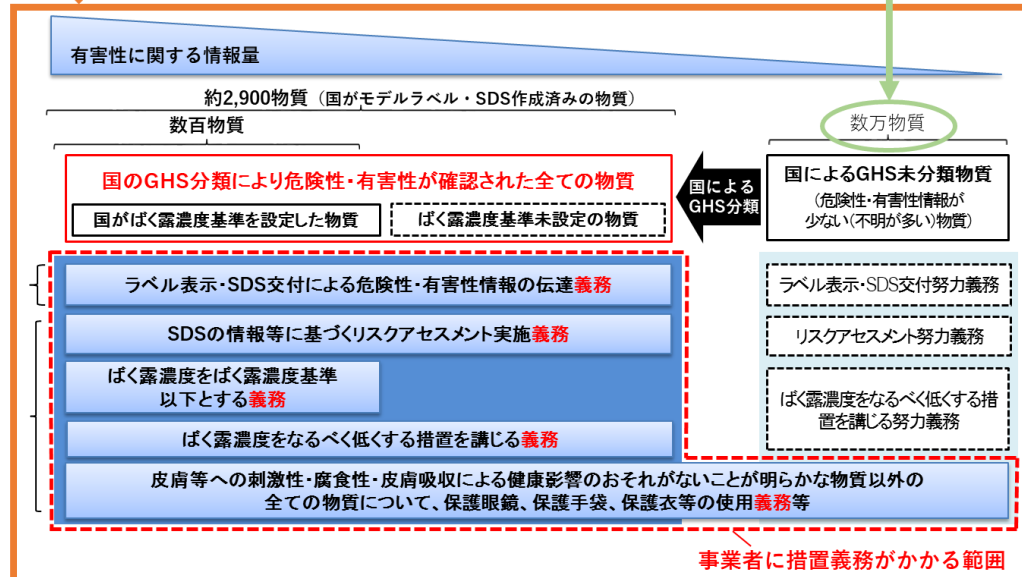
- **ばく露を最小限**とすること  
（危険性・有害性が確認されていない物質については、努力義務）
- 国が定める濃度基準がある物質は、**ばく露が濃度基準を下回る**こと
- 達成等のための手段については、リスクアセスメントの結果に基づき、**事業者が適切に選択**すること

### 3 改正の全体像②

<現在の化学物質規制の仕組み（特化則等による個別具体的規制を中心とする規制）>



<見直し後の化学物質規制の仕組み（自律的な管理を基軸とする規制）>





## 改正の概要

- 1 化学物質管理体系の見直し
- 2 化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立
- 3 化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化
- 4 化学物質管理の水準が一定以上の事業場の個別規制の適用除外
- 5 ばく露の程度が低い場合における健康診断の実施頻度の緩和
- 6 作業環境測定結果が第三管理区分の事業場に対する措置の強化

# 1 化学物質管理体制の見直し①

## 1-1 名称等の表示・通知をしなければならない化学物質の追加

2024(R6).4.1 施行

- 労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）第57条～第57条の3の対象となる化学物質（以下「リスクアセスメント対象物」という。）として、国によるGHS分類に基づき、危険性・有害性が確認された全ての物質を順次規制対象に追加する。
- 令和4年2月の安衛令改正では、国によるGHS分類の結果、発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性及び急性毒性のカテゴリーで区分1相当の有害性を有する物質（234物質）をリスクアセスメント対象物に追加（対象物質の裾切り値は※1により設定）。
- 施行日（令和6年4月1日）において現に存するものについては、令和7年3月31日までの間、名称等の表示義務に係る労働安全衛生法第57条第1項の規定を適用しないこととする。

・危険有害性のある化学物質を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、その容器又は包装に、当該化学物質の名称等の表示を行わなければならない。また、危険有害性のある化学物質を譲渡し、又は提供する者は、文書（SDS※2）の交付等により、当該化学物質の名称等の通知をしなければならない。【安衛法第57条及び法第57条の2】

・当該化学物質を取り扱う際に、化学物質の危険有害性等の調査（リスクアセスメント）を実施しなければならない。【安衛法第57条の3】

※1 新たに表示・通知義務の対象となる物の裾切り値については、原則として、以下による。

- ①国連勧告のGHSに基づき、濃度限界とされている値とする。ただし、それが1%を超える場合は1%とする。
- ②複数の有害性区分を有する物質については、①により得られる数値のうち、最も低い数値を採用する。
- ③リスク評価結果など特別な事情がある場合は、上記によらず、専門家の意見を聴いて定める。

※2 SDS（安全データシート）

化学物質の成分や人体に及ぼす作用等、化学物質の危険有害性情報を記載した文書で、法第57条の2第1項にて、規制対象物質を譲渡・提供等する場合に交付することが義務づけられている。

JIS Z7252に定める方法により国が行うGHS分類結果に基づく有害性の区分

急性毒性	区分1	区分2～4
皮膚腐食性/刺激性	区分1	区分2
眼に対する重篤な損傷性/刺激性	区分1	区分2
呼吸器感作性	区分1	
皮膚感作性	区分1	
生殖細胞変異原性	区分1	区分2
発がん性	区分1	区分2
生殖毒性	区分1	区分2
特定標的臓器毒性（単回ばく露）	区分1	区分2～3
特定標的臓器毒性（反復ばく露）	区分1	区分2
誤えん有害性	区分1	

# 1 化学物質管理体制の見直し②

## 1-1 名称等の表示・通知をしなければならない化学物質の追加（つづき）

- ・ 今回の追加物質のほか、国によるGHS分類済み物質は今後も順次追加予定。
- ・ 今後の追加物質については、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センターのサイトに、ラベル表示・SDS交付の義務化予定物質リストとしてCAS登録番号付きで公開。

[https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikataken\\_report.html](https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikataken_report.html)

	R4.2改正 (R6.4施行)	R5改正予定 (R7.4施行予定)	R5改正予定 (R8.4施行予定)
○ラベル表示・SDS交付義務化 ※改正後施行までの期間は2年程度	234物質	約700物質	約850物質

急性毒性、生殖細胞変異原性、発がん性、生殖毒性のいずれかが区分1

左記以外のいずれかが区分1

区分1となる有害性区分なし



◆労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付の義務化対象物質リスト(R03) (2022/2/24更新)

▼ Excelファイルダウンロード

労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付の義務化対象物質リスト(R03)ダウンロード(Excel)

「労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付の義務化対象物質リスト(R03)」(クリックで開く)▲

国によるGHS分類の結果、発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性及び急性毒性のカテゴリーで区分1相当の有害性を有する物質として、労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付を義務化した対象物質リスト(令和6年4月1日施行)です。

※1 Naは、このリストの中で名称欄に便宜的に付与したものであり、政令番号とは異なります。なお、SDSに政令番号を記載する義務はありません。

※2 CAS登録番号(CAS RN®)は参考として示したものです。構造異性体等が存在する場合には異なるCAS RN®が割り振られることがあります。対象物質の当否の判断は物質名で行います。

※3 ラベル・SDSの権切期は、平成27年8月3日付け基発0803第2号「労働安全衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令等の施行について(化学物質等の表示及び危険性又は有害性等の調査に係る規定等関係)」(リンク先は厚生労働省)の第3の2(2)に沿って設定したものです。

No	名称	英語名称	CAS RN®	ラベル 切替 (年%)	SDS 切替 (年%)	備考
1	アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル	2-(dimethylamino)ethyl acrylate	2439-35-2	1	0.1	
2	アザチオプリン	azathioprine	446-86-6	0.1	0.1	

- ・ 施行日までに、当該物質を含む製品を譲渡・提供しようとする全ての事業者にはSDS作成に必要な情報がサプライチェーンを通じて確実に伝達されるよう、事業者の皆様に対し、施行日より早い段階から追加対象化学物質に対応したSDSを作成し、提供を行っていただくよう要請。

【改正政令の施行前におけるSDSの「項目15 適用法令」欄の記載例 (令和4年1月11日付け基安化発0111第1号)】

労働安全衛生法

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9)(○年○月○日以降)

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)(○年○月○日以降)

危険性又は有害性等を調査すべき物(法第57条の3)(○年○月○日以降)

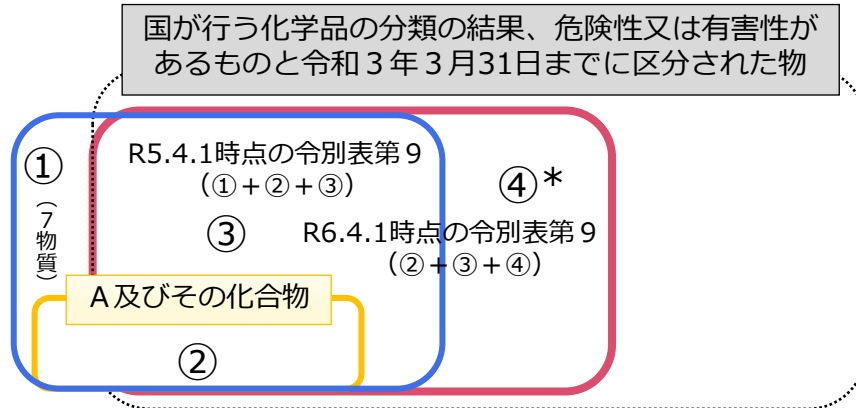
※「○年○月○日」には施行予定日を記載

この趣旨を踏まえた内容であれば、記載例と異なる表現であってもかまいません。

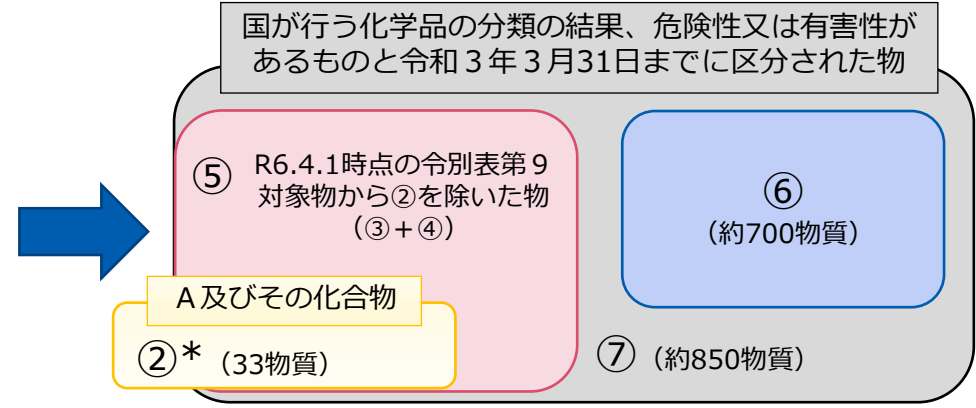
# ラベル・SDS対象物質の政令改正（案）

※令別表第3関係、粉じん関係の除外規定を除く

（令和7年4月1日より前）※実線部分が義務対象物質



（令和7年4月1日以降）※実線部分が義務対象物質



\*「ウラン及びその化合物」については、改正に伴い、④から②に移動

- ① R5.4.1時点の令別表第9に掲げる物（667物質）のうち、国が行う化学品の分類の結果、危険性又は有害性があるものと区分されていない物及び概要(1)(i)イ(ウ)に該当する物（7物質）
- ② R5.4.1時点の令別表第9に掲げる物（667物質）のうち、**「A及びその化合物」として包括的に指定している物**（33物質）
- ③ R5.4.1時点の令別表第9に掲げる物（667物質）のうち、国が行う化学品の分類の結果、危険性又は有害性があるものと区分された物（②に該当する物を除く）
- ④ R6.4.1施行で令別表第9に追加される物（令和4年政令第51号で公布された234物質）  
※国が行う化学品の分類の結果、発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性及び急性毒性で区分1と区分された物が該当
- ⑤ R6.4.1時点の令別表第9に掲げる物（③・④に該当する物）
- ⑥ 国が行う化学品の分類の結果、**有害性が区分1と区分された物**（②・⑤に該当する物を除く。**令和7年4月1日施行**、約700物質）
- ⑦ 国が行う化学品の分類の結果、**危険性又は有害性があるものと区分された物のうち、有害性が区分1以外のもの**（②・⑤に該当する物を除く。**令和8年4月1日施行**、約850物質）

# 1 化学物質管理体制の見直し③

## 1-2 リスクアセスメント対象物に係る事業者の義務

### (1) 労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される濃度の低減措置

2023(R5).4.1 施行

①労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度について、以下の方法等により最小限度にすることとする。

- i 代替物等の使用
- ii 発散源を密閉する設備、局所排気装置又は全体換気装置の設置及び稼働
- iii 作業の方法の改善
- iv 有効な呼吸用保護具の使用

②リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露に抑えることにより、労働者に健康障害を生ずるおそれがない物質として厚生労働大臣が定める物質（以下「濃度基準値設定物質」という。）については、労働者がばく露される程度を厚生労働大臣が定める濃度の基準（以下「濃度基準値」という。）以下とする。

2024(R6).4.1 施行

### (2) (1)に基づく措置の内容及び労働者のばく露の状況についての労働者の意見聴取、記録作成・保存

2023(R5).4.1 施行  
((1)①に係る部分)

(1)に基づく措置の内容及び労働者のばく露の状況について、(一)労働者の意見を聴く機会を設けることとし、(二)記録を作成し、3年間（がん原性のある物質として厚生労働大臣が定めるもの（以下「がん原性物質」という。）（※）については30年間）保存することとする。

2024(R6).4.1 施行  
((1)②に係る部分)

### (3) リスクアセスメント対象物以外の物質にばく露される濃度を最小限とする努力義務

2023(R5).4.1 施行

(1) ①のリスクアセスメント対象物以外の物質についても、労働者がばく露される程度について、代替物の使用、発散源の密閉設備等の設置及び稼働、作業方法の改善、有効な呼吸用保護具の使用等により、最小限度にするように努めることとする。

※ がん原性物質は、リスクアセスメント対象物のうち、国が行う化学物質の有害性の分類の結果、発がん性区分1に該当する物であって、令和3年3月31日までの間において当該区分に該当すると分類されたもの（エタノール及び特別管理物質を除く）。なお、当該物質を臨時に取り扱う場合は除く。



# 労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準（案）①

## 告示の制定の趣旨

厚生労働大臣が定める物及び当該物質に係る濃度の基準を定める。

## 告示の概要

### ● 厚生労働大臣が定める物

安衛則第577条の2第2項の厚生労働大臣が定める物として、アクリル酸エチル等、67物質を定める。

### ● 厚生労働大臣が定める濃度の基準

- ◆ 安衛則第577条の2第2項の厚生労働大臣が定める濃度の基準（以下「濃度基準値」という。）を厚生労働大臣が定める物の種類に応じて定める。
- ◆ この場合、八時間時間加重平均値<sup>※1</sup>は、八時間濃度基準値を超えてはならず、十五分間時間加重平均値<sup>※2</sup>は、短時間濃度基準値を超えてはならない。

※1 1日の労働時間のうち8時間のばく露における物の濃度を各測定の測定時間により加重平均して得られる値

※2 1日の労働時間のうち物の濃度が最も高くなると思われる15分間のばく露における当該物の濃度を各測定の測定時間により加重平均して得られる値



## ○時間加重平均値とは

複数の測定値がある場合に、それぞれの測定を実施した時間（測定時間）に応じた重み付けを行って算出される平均値

$$C_{TWA} = \frac{(C_1 \cdot T_1 + C_2 \cdot T_2 + \dots + C_n \cdot T_n)}{(T_1 + T_2 + \dots + T_n)}$$

$C_{TWA}$  : 時間加重平均値

$T_1$ 、 $T_2$ 、 $\dots$ 、 $T_n$  : 濃度測定における測定時間

$C_1$ 、 $C_2$ 、 $\dots$ 、 $C_n$  : それぞれの測定時間に対する測定値

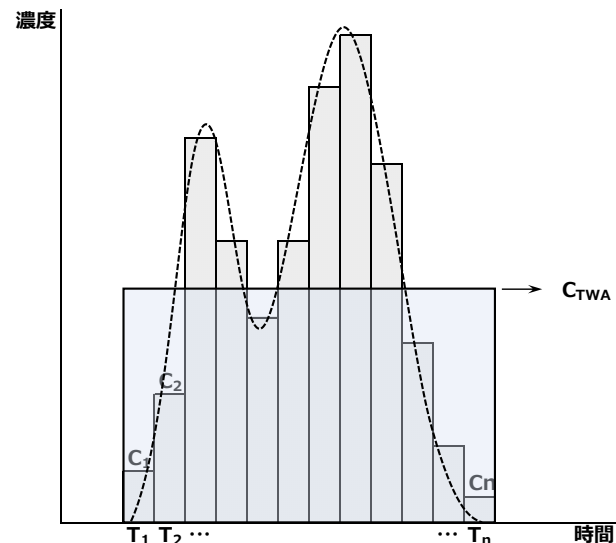
$T_1 + T_2 + \dots + T_n = 8$ 時間 → 八時間時間加重平均値

$T_1 + T_2 + \dots + T_n = 15$ 分間 → 十五分間時間加重平均値

## ○計算例

1日8時間の労働時間のうち、化学物質にばく露する作業を行う時間（ばく露作業時間）が4時間、ばく露作業時間以外の時間が4時間の場合で、濃度測定の結果、2時間の濃度が0.1 mg/m<sup>3</sup>、残り2時間の濃度が0.21 mg/m<sup>3</sup>、4時間の濃度が0 mg/m<sup>3</sup>であった場合

$$\begin{aligned} C_{TWA} &= \frac{0.1 \text{ mg/m}^3 \times 2 \text{ 時間} + 0.21 \text{ mg/m}^3 \times 2 \text{ 時間} + 0 \text{ mg/m}^3 \times 4 \text{ 時間}}{2 \text{ 時間} + 2 \text{ 時間} + 4 \text{ 時間}} \\ &= 0.078 \text{ mg/m}^3 \end{aligned}$$

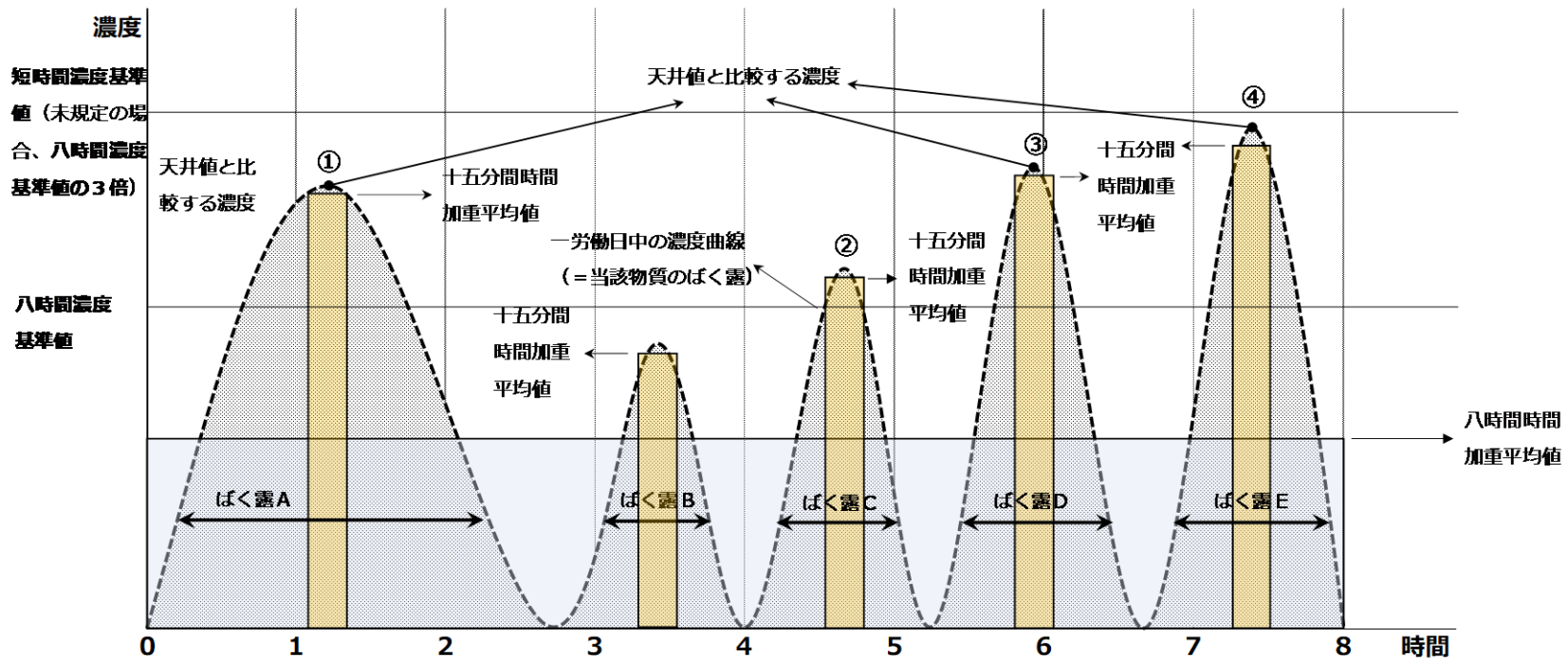


# 労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準（案）②

## ● 努力義務（1）

濃度の基準について、事業者は、次に掲げる事項を行うよう努めるものとする。

- ① 八時間濃度基準値及び短時間濃度基準値が定められているものについて、当該物のばく露における十五分間時間加重平均値が八時間濃度基準値を超え、かつ、短時間濃度基準値以下の場合にあっては、
  - 当該ばく露の回数が1日の労働時間中に4回を超えず、かつ、当該ばく露の間隔を1時間以上とすること。
- ② 八時間濃度基準値が定められており、かつ、短時間濃度基準値が定められていないものについて、当該物のばく露における十五分間時間加重平均値が八時間濃度基準値を超える場合にあっては、
  - 当該ばく露の十五分間時間加重平均値が八時間濃度基準値の3倍を超えないようにすること。



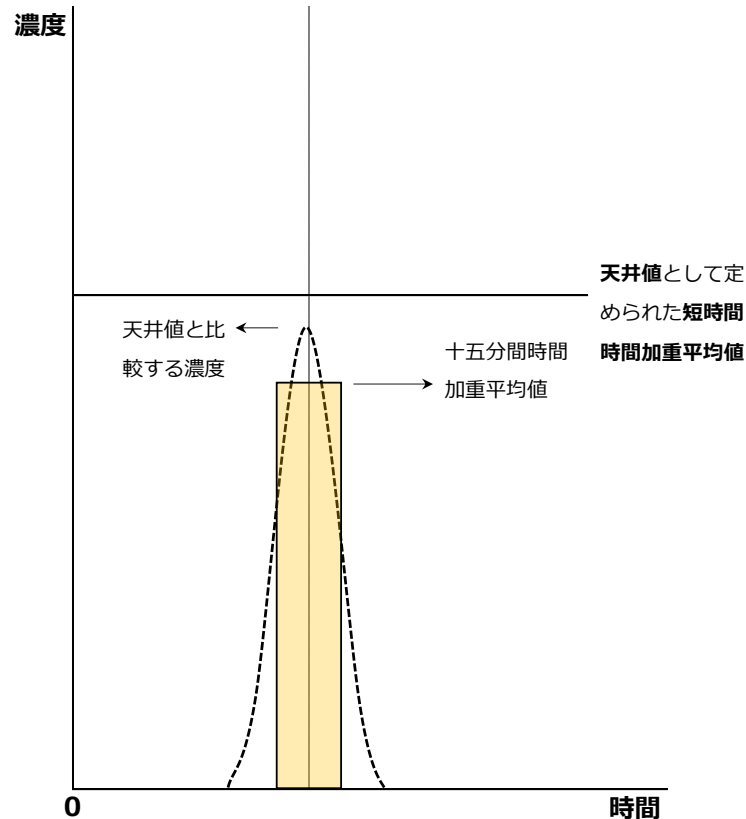
# 労働安全衛生規則第五百七十七條の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準（案） ②

## ● 努力義務（2）

濃度の基準について、事業者は、次に掲げる事項を行うよう努めるものとする。

③ 短時間濃度基準値が天井値として定められているものについて、

- 当該物のばく露における濃度が、いかなる短時間のばく露におけるものであるかを問わず、短時間濃度基準値を超えないようにすること。



## ● 努力義務（3）

- ④ 有害性の種類及び当該有害性が影響を及ぼす臓器が同一であるものを2種類以上含有する混合物の八時間濃度基準値については、次の式により計算して得た換算値が1を超えないようにすること。

$$C = C_1 / L_1 + C_2 / L_2 + \dots$$

（この式において、C、C<sub>1</sub>、C<sub>2</sub>……及びL<sub>1</sub>、L<sub>2</sub>……は、それぞれ次の値を表すものとする。

C 換算値

C<sub>1</sub>、C<sub>2</sub>…… 物の種類ごとの八時間時間加重平均値

L<sub>1</sub>、L<sub>2</sub>…… 物の種類ごとの八時間濃度基準値

- ⑤ ④の規定は、短時間濃度基準値について準用する。

## ○ 施行期日等

告示日：令和5年4月（予定）

適用日：令和6年4月1日

# 労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準(案)抜粋

物の種類	八時間濃度基準値	短時間濃度基準値	物の種類	八時間濃度基準値	短時間濃度基準値
アクリル酸エチル	2 ppm	—	イソプレン	3 ppm	—
アクリル酸メチル	2 ppm	—	イソホロン	—	5 ppm
アクロレイン	—	0.1 ppm※	一酸化二窒素	100 ppm	—
アセチルサリチル酸(別名アスピリン)	5 mg/m <sup>3</sup>	—	イプシロン-カプロラクタム	5 mg/m <sup>3</sup>	—
アセトアルデヒド	—	10 ppm	エチリデンノルボルネン	2 ppm	4 ppm
アセトニトリル	10 ppm	—	2-エチルヘキサン酸	5 mg/m <sup>3</sup>	—
アセトンシアノヒドリン	—	5 ppm	エチレングリコール	10 ppm	50 ppm
アニリン	2 ppm	—	エチレンクロロヒドリン	2 ppm	—
1-アリルオキシ-2,3-エポキシプロパン	1 ppm	—	エピクロロヒドリン	0.5 ppm	—
アルファ-メチルスチレン	10 ppm	—	塩化アリル	1 ppm	—

- 1 この表の中欄及び右欄の値は、温度25度、1気圧の空気中における濃度を示す。
- 2 ※の付されている短時間濃度基準値は、十五分間時間加重平均値を超えてはならないものであることに加え、努力義務の③の規定の適用の対象となる天井値。

# 化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針（案）①（概要）

本技術上の指針は、法第28条第1項の規定に基づき、化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針（平成27年危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第3号。以下「化学物質リスクアセスメント指針」という。）と相まって、リスクアセスメント対象物を製造し、又は、取り扱う事業者に対し、安衛則等に規定された事項が円滑かつ適切に実施されるよう、法令で規定された事項のほか、事業者が実施すべき事項を一体的に規定したものの。本指針の制定に伴い、化学物質リスクアセスメント指針の改正も行う。

## ▶ 技術上の指針が定める事業者が実施すべき事項

- ① 事業場で使用する全てのリスクアセスメント対象物について、危険性又は有害性を特定し、労働者が当該物にばく露される程度を把握した上で、リスクを見積もる。
- ② 濃度基準値が設定されている物質について、リスクの見積りの過程において、労働者が当該物質にばく露される程度が濃度基準値を超えるおそれがある屋内作業を把握した場合は、ばく露される程度が濃度基準値以下であることを確認するための測定（以下「確認測定」という。）を実施する。
- ③ ①及び②の結果に基づき、危険性若しくは有害性の低い物質への代替、工学的対策、管理的対策又は有効な保護具の使用という優先順位に従い、労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を最小限度とすることを含め、必要なリスク低減措置を実施する。その際、濃度基準値が設定されている物質については、労働者が当該物質にばく露される程度を濃度基準値以下としなければならない。

● **公示日**：令和5年4月（予定）、**適用日** 令和6年4月1日

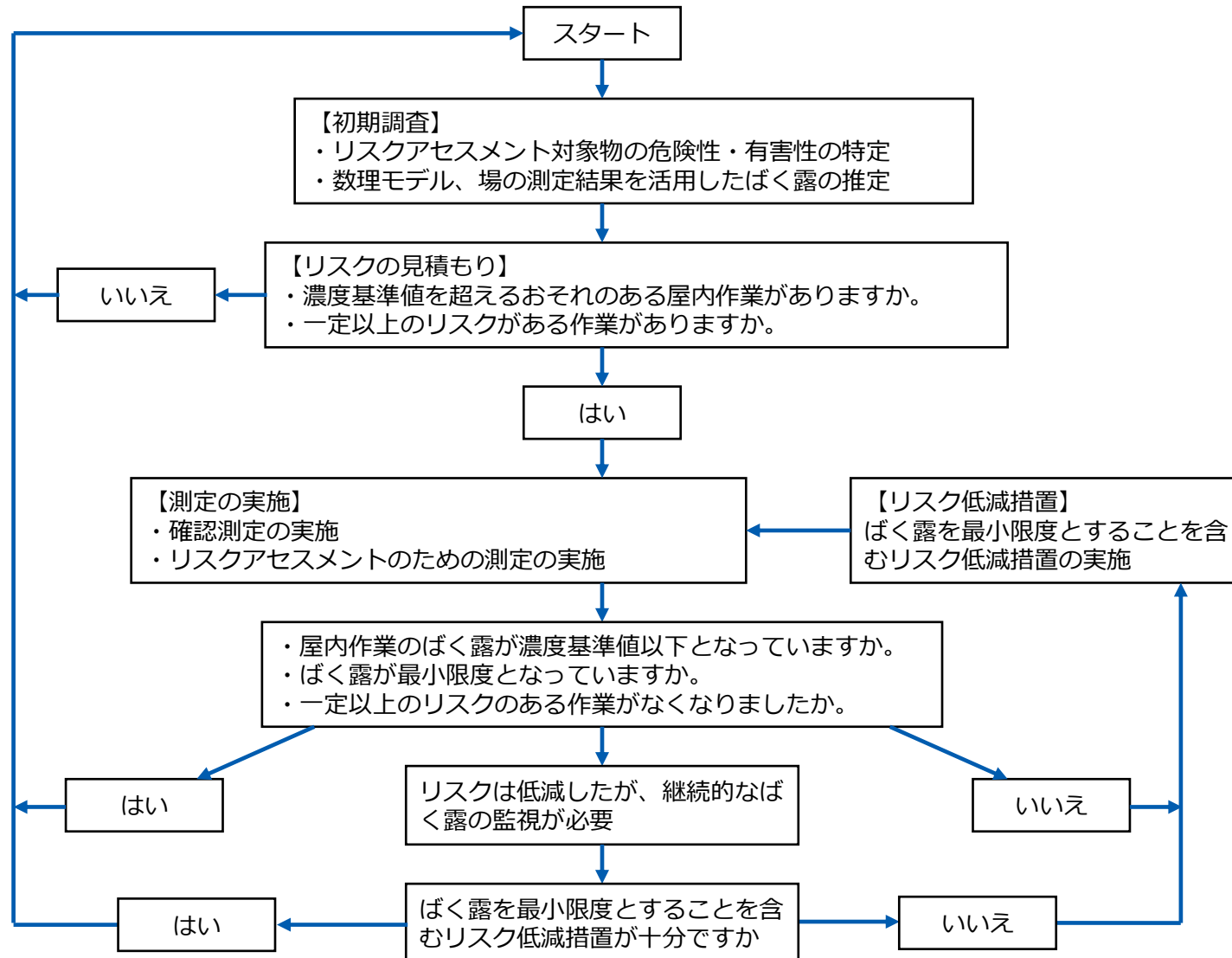


# 化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針（案）②（留意事項）

## ➤ 留意事項

- (1) 発がん性が明確な物質については、長期的な健康影響が発生しない安全な閾値である濃度基準値の設定が困難であるため、濃度基準値は設定しないが、事業者は、危険性又は有害性の低い物質への代替、工学的対策、管理的対策、有効な保護具の使用等により、これら物質にばく露される程度を最小限度としなければならない。
- (2) 建設作業等、毎回異なる環境で作業を行う場合については、典型的な作業を洗い出し、あらかじめ当該作業において労働者がばく露される物質の濃度を測定し、その測定結果に基づく局所排気装置の設置及び使用、要求防護係数に対して十分な余裕を持った指定防護係数を有する有効な呼吸用保護具の使用（防毒マスクの場合は適切な吸収缶の使用）等を行うことを定めたマニュアル等を作成することで、作業ごとに労働者がばく露される物質の濃度を測定することなく当該作業におけるリスクアセスメントを実施することができる。また、当該マニュアル等に定められた措置を適切に実施することで、当該作業において、労働者のばく露の程度を最小限度とすることを含めたリスク低減措置を実施することができる。
- (3) リスクアセスメント及びその結果に基づくリスク低減措置については、化学物質管理者の管理下において実施すること。

# 化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針（案）③（フローチャート）



# 化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針（案）④（確認測定の方法①）

## 確認測定の方法

- 事業者は、濃度基準値が設定されている物質について、数理モデル（CREATE-SIMPLE等）の活用を含めた適切な方法により、事業場の全てのリスクアセスメント対象物に対してリスクアセスメントを実施。
- リスクの見積もりの過程において、労働者のばく露の程度が、8時間濃度基準値の2分の1程度を超えると評価された場合は、確認測定を実施し、当該作業に従事する全ての労働者が当該物質にばく露される程度を濃度基準値以下とすることを含め、必要なリスク低減措置を実施する。

### ▶ 均等ばく露作業の特定

- リスクアセスメントの結果や数理モデルによる解析の結果等を踏まえ、有害物質へのばく露がほぼ均一であると見込まれる均等ばく露作業（屋内作業場に限る。）を特定する。
- 均等ばく露作業の特定に当たっては、ばく露測定結果が全員の平均の50%から2倍の間に収まらない場合は、均等ばく露作業を細分化することが望ましい。

### ▶ 確認測定の対象者の選定

- 最も高いばく露を受ける均等ばく露作業において、最も高いばく露を受ける労働者の呼吸域の測定を行う。
- ばく露濃度に応じてばく露低減措置を最適化するためには、均等ばく露作業ごとに最大ばく露労働者を選び、測定を実施することが望ましい。

# 化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針（案）⑤（確認測定の方法②）

## ➤ 確認測定の実施時期

- 労働者の呼吸域の濃度が、濃度基準値を超えている作業場については、少なくとも6月に1回、個人ばく露測定等を実施する。
- 労働者の呼吸域の濃度が濃度基準値の2分の1程度を上回り、濃度基準値を超えない作業場所については、一定の頻度で確認測定を実施することが望ましい。
- 全ての場合について定期的な測定が望ましいということではなく、局所排気装置等を整備し、作業環境を安定的に管理している場合や、固定式のばく露モニタリングによってばく露を監視している場合は、作業の方法や排気装置等の変更がない限り、呼吸域の測定を再度実施する必要はない。

## ▶ 測定の実施

### 8時間濃度基準値と比較するための試料空気の採取（長時間測定）

- 確認測定は、労働者のばく露の測定であることから、空気試料の採取は労働者の呼吸域で行う。
- 空気試料の採取の時間については、8時間の1つの試料か8時間の複数の連続した試料とする。例外として作業日を通じて労働者のばく露が比較的均一である自動化・密閉化された作業という限定的な場面等には、測定時間を短縮できる。
- この場合であっても、試料採取時間は、ばく露が高い時間帯を含めて、少なくとも2時間（8時間の25%）以上とする。

# 化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針（案）⑥（短時間作業）

## 短時間濃度基準値と比較するための試料空気の採取（短時間測定）

- 長時間測定と同様に、空気試料の採取は労働者の呼吸域で行う。
- 空気試料の採取の時間については、最もばく露が高いと推定される労働者（1人）について、最もばく露が高いと推定される作業時間の15分間に測定を実施する。
- 測定については、同一作業シフト中に少なくとも3回程度実施し、最も高い測定値で評価を行うことが望ましい。

## 短時間作業の場合の試料空気の採取

- 短時間作業が断続的に行われる場合は、作業の全時間の試料を断続的に採取し、作業実施時間外のばく露がゼロの時間を加えて8時間加重平均値を算出するか、作業を実施しない時間を含めて8時間の測定を行って、8時間加重平均値を算出する。
- この場合、8時間加重平均値と8時間濃度基準値を単純に比較するだけでは、短時間作業の作業中に8時間濃度基準値をはるかに上回る高いばく露が許容されるおそれがある。
- それを防ぐため、15分間の時間加重平均値を測定し、短時間濃度基準値を超えないようにする必要がある。短時間濃度基準値が設定されていない場合は、15分間の時間加重平均値が8時間濃度基準値の3倍を超えないように努めなければならない。



# 化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針（案）⑦（リスクアセスメントのための測定）

## リスクアセスメントのための測定の方法

### ➤ 基本的考え方

- 事業者は、濃度基準値が設定されていない物質について、リスクの見積りの結果、一定以上のリスクがある場合等、労働者のばく露状況を正確に評価する必要がある場合には、当該物質の濃度の測定を実施すること。
- この測定は、作業場全体のばく露状況を評価し、必要なリスク低減措置を検討するために行うものであることから、工学的対策を実施しうる場合にあつては、個人サンプリング法等の労働者の呼吸域における物質の濃度の測定のみならず、よくデザインされた場の測定も必要になる場合があること。

### ➤ 試料の採取場所及び評価

- 事業者は、労働者がばく露される濃度が最も高いと想定される均等ばく露作業のみならず、幅広い作業を対象として、当該作業に従事する労働者の呼吸域における物質の濃度の測定を行う。
- 測定結果を統計的に分析し、統計上の上側信頼限界（95%）を活用した評価や物質の濃度が最も高い時間帯に行う測定の結果を活用した評価を行うことが望ましい。
- 対象者の選定、実施時期、試料採取方法及び分析方法については、確認測定に関する事項に準じて行うことが望ましい。



# 1 化学物質管理体系の見直し④

## 1 - 3 皮膚等障害化学物質への直接接触の防止

皮膚・眼刺激性、皮膚腐食性又は皮膚から吸収され健康障害を引き起こしうる有害性に応じて、当該物質又は当該物質を含有する製剤（皮膚等障害化学物質）を製造し、又は取り扱う業務に労働者を従事させる場合には、労働者に皮膚障害等防止用保護具を使用させることとする。

①健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者

→ 保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋又は履物等適切な保護具の使用

● 努力義務

2023(R5).4.1 施行



● 義務

2024(R6).4.1 施行

②健康障害を起こすおそれがないことが明らかなもの以外<sup>①</sup>の物質を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者（①の労働者を除く）

→ 保護眼鏡、保護衣、保護手袋又は履物等適切な保護具の使用：努力義務

2023(R5).4.1 施行

健康障害のおそれ	2023(R5) 4.1	2024(R6) 4.1
明らか <sup>①</sup>		努力義務 → 義務
ないことが明らかでない <sup>②</sup>		努力義務
ないことが明らか		(皮膚障害等防止用保護具の着用は不要)

# 1 化学物質管理体系の見直し⑤

## 1 - 4 衛生委員会の付議事項の追加

2023(R5).4.1施行  
(①に係る部分)

2024(R6).4.1施行  
(②～④に係る部分)

衛生委員会における付議事項に以下の事項（1 - 2（1）及び1 - 8（1）関係）を追加し、化学物質の自律的な管理の実施状況の調査審議を行うことを義務付ける（※）。

- ① 労働者が化学物質にばく露される程度を最小限度にするために講ずる措置に関すること
- ② 1 - 2（1）②の濃度基準値設定物質について、労働者がばく露される程度を1 - 2（1）②の濃度基準値以下とするために講ずる措置に関すること
- ③ リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるばく露低減措置等の一環として実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置に関すること
- ④ 濃度基準値設定物質について、労働者が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときに実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置に関すること

（※）衛生委員会の設置義務のない労働者数50人未満の事業場においても、安衛則第23条の2に基づき、上記の事項について、関係労働者からの意見聴取の機会を設けなければならないこととする。

## 1 - 5 がん等の遅発性疾病の把握の強化

2023(R5).4.1施行

化学物質を製造し、又は取り扱う同一事業場において、1年に複数の労働者が同種のがんに罹患したことを把握したときは、当該がんへの罹患が業務に起因する可能性について医師の意見を聴き、医師が当該罹患が業務に起因するものと疑われると判断した場合は、遅滞なく、当該労働者の従事業務の内容等について、所轄都道府県労働局長に報告しなければならないこととする。

# 1 化学物質管理体制の見直し⑥

## 1-6 リスクアセスメント結果等に係る記録の作成及び保存

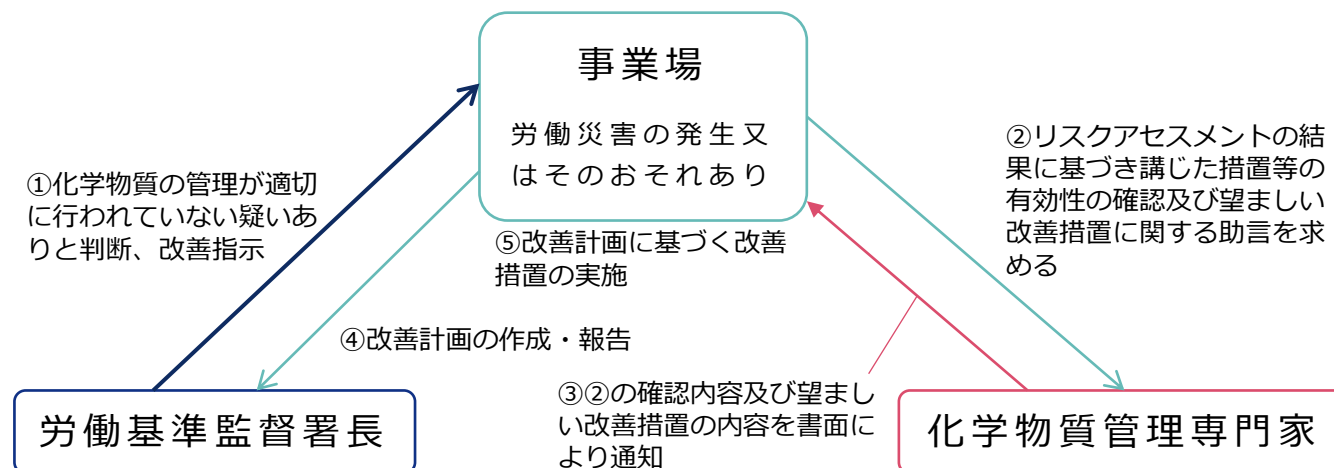
2023(R5).4.1施行

リスクアセスメントの結果及び当該結果に基づき事業者が講ずる労働者の健康障害を防止するための措置の内容等について、記録を作成し、次のリスクアセスメントを行うまでの期間（次のリスクアセスメントが3年以内に実施される場合は3年間）保存するとともに、関係労働者に周知させなければならないこととする。

2024(R6).4.1施行

## 1-7 化学物質による労働災害発生事業場等への労働基準監督署長による指示

- 労働災害の発生又はそのおそれのある事業場について、労働基準監督署長が、当該事業場における化学物質の管理が適切に行われていない疑いがあると判断した場合は、当該事業場の事業者に対し、改善を指示することとする。
- 改善の指示を受けた事業者は、化学物質管理専門家（※化学物質の管理について必要な知識及び技能を有する者）から、リスクアセスメントの結果に基づき講じた措置の有効性の確認及び望ましい改善措置に関する助言を受けた上で、一月以内に改善計画を作成し、労働基準監督署長に報告し、必要な改善措置を実施しなければならないこととする。



# 化学物質管理専門家の要件（大臣告示）

## 告示概要

化学物質管理専門家は、次の①～④のいずれかに該当する者とする。

- ① 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）第83条第1項の労働衛生コンサルタント試験（その試験の区分が労働衛生工学であるものに限る。）に合格し、安衛法第84条第1項の労働衛生コンサルタントの登録を受けた者で、**5年以上化学物質の管理に係る業務**に従事した経験を有するもの
- ② 安衛法第12条第1項の規定による衛生管理者のうち、**衛生工学衛生管理者免許**を受けた者であって、**その後8年以上安衛法第10条第1項各号の業務のうち衛生に係る技術的事項で衛生工学に関するものの管理の業務に従事した経験**を有するもの
- ③ 作業環境測定法（昭和50年法律第28号）第7条の作業環境測定士の登録を受けた者で、その後**6年以上**作業環境測定士としてその業務に従事した経験を有し、かつ、**厚生労働省労働基準局長が定める講習を修了**したもの
- ④ その他、上記に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者  
(告示施行通達（令和4年9月7日付け基発0907第1号）で定める事項)
  - ・ 労働安全コンサルタント（化学）であって、5年以上化学物質に係るコンサルタント業務の経験のある者
  - ・ 日本労働安全衛生コンサルタント会の「生涯研修制度」のC I H労働衛生コンサルタント
  - ・ 日本作業環境測定協会の認定オキュペイショナルハイジニスト又は海外のインダストリアルハイジニスト等資格者
  - ・ 日本作業環境測定協会の作業環境測定インストラクター
  - ・ 衛生管理士（労働衛生工学）であって、5年以上化学物質の管理に係る衛生管理士の業務経験のある者

## 施行期日等

労働安全衛生規則第34条の2の10第2項等の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（令和4年厚生労働省告示第274号）

施行期日：令和5年4月1日（安衛則における化学物質管理専門家に係る部分は令和6年4月1日）

# 化学物質管理専門家の要件（作業環境測定士への講習）

## 作業環境測定士に対する局長の定める講習

- ① 作業環境測定法（昭和50年法律第28号）第7条の作業環境測定士の登録を受けた者で、その後**6年以上**作業環境測定士としてその業務に従事した経験を有し、かつ、**厚生労働省労働基準局長が定める講習を修了した**ものの

科目	時間
化学物質等のばく露評価等	6時間
化学物質等の危険性又は有害性等の調査	4時間
化学物質等の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等	8時間
化学物質の危険性及び有害性の情報並びに表示等	5時間
化学物質等の人体への作用形態とばく露限界等	5時間
有害物質の動態等	5時間

# 1 化学物質管理体制の見直し⑦

## 1-8 リスクアセスメント対象物に係る事業者の義務（健康診断等）

2024(R6).4.1 施行

### (1) リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講じるばく露低減措置等の一環としての健康診断の実施・記録作成等

- ・ リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるばく露低減措置等の一環として、リスクアセスメント対象物による健康影響の確認のため、事業者は、労働者の意見を聴き、必要があると認めるときは、医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）が必要と認める項目についての健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずることとする。
- ・ 1-2 (1) ②の濃度基準値設定物質について、労働者が1-2 (1) ②の濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときは、速やかに、医師等による健康診断を実施することとする。
- ・ 上記の健康診断を実施した場合は、当該記録を作成し、**5年間**（がん原性物質に係る健康診断については**30年間**）保存することとする。

### (2) がん原性物質の作業記録の保存

2023(R5).4.1 施行

リスクアセスメント対象物のうち、がん原性物質を製造し、又は取り扱う業務を行う場合は、当該業務の作業歴について記録をし、当該記録を**30年間保存**することとする。

- 労働安全衛生法第57条の3第3項の規定に基づく危険性又は有害性等の調査等に関する指針（平成27年危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第3号）の改正
  - ・ 化学物質管理者の選任、濃度基準値の設定等の省令改正事項を反映する。
  - ・ リスクの見積りの方法として、標準的な作業についてリスクアセスメントを実施しその結果に基づく措置が取りまとめられたマニュアル等がある場合に、当該マニュアルに従っていることを確認する方法を追加するなど、別途定める「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針」の内容を反映する。 など



# 労働安全衛生規則第五百七十七条の二第三項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの（がん原性物質）

## ○対象物質

労働安全衛生規則第34条の2の7第1項第1号に規定するリスクアセスメント対象物のうち、国が行う化学物質の有害性の分類の結果、発がん性の区分が区分1に該当する物<sup>※1</sup>であって、令和3年3月31日までの間において当該区分に該当すると分類されたもの

ただし、以下のもの及び事業者が上記物質を臨時に取り扱う場合を除く

- ・エタノール<sup>※2</sup>
- ・特別管理物質<sup>※3</sup>

※1 国によるGHS分類（国際的に推奨されている化学品の危険有害性の分類方法に従って実施した分類）の結果、発がん性が区分1（区分1A又は区分1Bを含む）に分類されたもの。区分1は、ヒトに対する発がん性が知られている又はおそらく発がん性がある物質が分類される。

※2 エタノールは、国によるGHS分類で発がん性区分1Aとされているが、これはアルコール飲料として経口摂取した場合の健康有害性に基づくものであることを踏まえ、業務として大量のエタノールを経口摂取することは通常想定されないこと、疫学調査の文献からは業務起因性が不明であることから、対象から除外した。

※3 特定化学物質障害予防規則第38条の3に規定する特別管理物質をいう。特別管理物質は、特化則において作業記録簿等の記録の30年間保存の義務がすでに規定されており、二重規制を避けるため、対象から除外した。

## ○施行期日等

適用日：令和5年4月1日（注）

（注1）令和5年4月1日から適用される物質（約120物質）

（注2）令和6年4月1日から適用される物質（約80物質）：同日にリスクアセスメント対象物として追加<sup>※4</sup>される物質のうち、発がん性区分1に該当するもの

※4 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第51号）及び労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第25号）の施行により追加されるリスクアセスメント対象物

※5 がん原性物質の対象物質の一覧は、厚生労働省HPに掲載。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121\\_00005.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html)

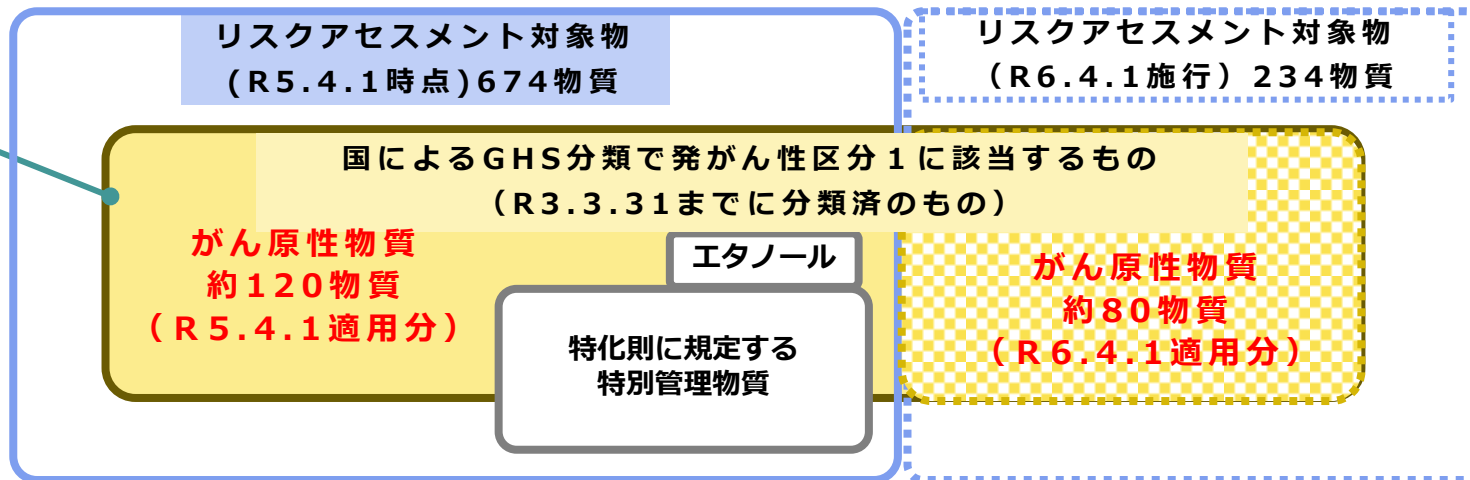
※6 国によるGHS分類結果によって、発がん性区分1に該当するがん原性物質が追加・変更された場合、告示改正により、それら物質を順次追加<sup>33</sup>していく。

# 年度別がん原性物質の範囲の拡大（イメージ図）

## がん原性物質の範囲

（R6.4.1以降は点線部分も含む）

※エタノール、特別管理物質及び事業者ががん原性物質を臨時に取り扱う場合は除く



## （参照条文）

- 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号）による改正後の労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第577条の2（令和5年4月1日施行）（令和6年4月1日以降は第577条の2第11項）
- 3 事業者は、次に掲げる事項（第三号については、がん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの（以下「がん原性物質」という。））を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に限る。）について、一年を超えない期間ごとに一回、定期的に、記録を作成し、当該記録を三年間（第二号（リスクアセスメント対象物がん原性物質である場合に限る。）及び第三号については、三十年間）保存するとともに、第一号及び第四号の事項について、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に周知させなければならない。
- 一 第一項の規定により講じた措置の状況
  - 二 リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者のリスクアセスメント対象物のばく露の状況
  - 三 労働者の氏名、従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間並びにがん原性物質により著しく汚染される事態が生じたときはその概要及び事業者が講じた応急の措置の概要
  - 四 前項の規定による関係労働者の意見の聴取状況

## 第577条の2（令和6年4月1日施行）

- 5 事業者は、前二項の健康診断（以下この条において「リスクアセスメント対象物健康診断」という。）を行つたときは、リスクアセスメント対象物健康診断の結果に基づき、リスクアセスメント対象物健康診断個人票（様式第二十四号の二）を作成し、これを五年間（リスクアセスメント対象物健康診断に係るリスクアセスメント対象物がん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの（以下「がん原性物質」という。）である場合は、三十年間）保存しなければならない。

## 2 化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立①

### 2-1 化学物質管理者の選任の義務化

#### (1) 選任が必要な事業場

2024(R6).4.1施行

- ・リスクアセスメント対象物を製造、取扱い、または譲渡提供をする事業場（業種・規模要件なし）

※個別の作業現場毎ではなく、工場、店社、営業所等事業場毎に化学物質管理者を選任する

※一般消費者の生活の用に供される製品のみを取り扱う事業場は、対象外

※事業場の状況に応じ、複数名の選任も可能

#### ★リスクアセスメント対象物

労働安全衛生法第57条の3でリスクアセスメントの実施が義務付けられている危険・有害物質

#### (2) 選任要件

- ・化学物質の管理に係る業務を適切に実施できる能力を有する者

- ・リスクアセスメント対象物の製造事業場 → 専門的講習（※）の修了者（※）専門的講習の内容は、厚生労働大臣告示で示す
- ・リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場  
→ 資格要件無し（別途定める講習の受講を推奨）

#### (3) 職務

1. ラベル・SDS（安全データシート）の確認及び化学物質に係るリスクアセスメントの実施の管理
2. リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理
3. 化学物質の自律的な管理に係る各種記録の作成・保存
4. 化学物質の自律的な管理に係る労働者への周知、教育
5. ラベル・SDSの作成（リスクアセスメント対象物の製造事業場の場合）
6. リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応

※ リスクアセスメント対象物の譲渡提供を行う（製造・取扱いを行わない）事業場は4, 5のみ

# 化学物質の管理に関する講習の内容①

## 化学物質管理者講習告示概要①

- 講習は、**講義及び実習**により行うものとする。
- 講習は、**それぞれの科目を適切に行うために必要な能力を有する講師**により行うものとする。
- 講習のうち**講義**は、次の表の左欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について、同表の右欄に掲げる時間以上行うものとする。

科目	範囲	時間
化学物質の危険性及び有害性並びに表示等	化学物質の危険性及び有害性 化学物質による健康障害の病理及び症状 化学物質の危険性又は有害性等の表示、文書及び通知	2時間30分
化学物質の危険性又は有害性等の調査	化学物質の危険性又は有害性等の調査の時期及び方法並びにその結果の記録	3時間
化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等 その他必要な記録等	化学物質のばく露の濃度の基準 化学物質の濃度の測定方法 化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく労働者の危険又は健康障害を防止するための措置等及び当該措置等の記録 がん原性物質等の製造等業務従事者の記録 保護具の種類、性能、使用方法及び管理 労働者に対する化学物質管理に必要な教育の方法	2時間
化学物質を原因とする災害発生時の対応	災害発生時の措置	30分
関係法令	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）及び労働安全衛生規則中の関係条項	1時間

# 化学物質の管理に関する講習の内容②

## 化学物質管理者講習告示概要②

- 講習のうち**実習**は、次の表の左欄に掲げる科目に応じ、同表の中欄に掲げる内容について、同表の右欄に掲げる時間以上行うものとする。

科目	範囲	時間
化学物質の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置等	化学物質の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく労働者の危険又は健康障害を防止するための措置並びに当該調査の結果及び措置の記録保護具の選択及び使用	3時間

- 次の表の左欄に掲げる者は、それぞれ同表の右欄に掲げる科目について当該科目の受講の免除を受けることができる。

免除を受けることができる者	科目
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 有機溶剤作業主任者技能講習</li><li>・ 鉛作業主任者技能講習</li><li>・ 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習の講習を全て修了した者</li></ul>	化学物質の危険性及び有害性並びに表示等
第一種衛生管理者の免許を有する者	化学物質の危険性又は有害性等の調査
衛生工学衛生管理者の免許を有する者	化学物質の危険性又は有害性等の調査 化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等その他必要な記録等

## 施行期日等

告示名：労働安全衛生規則第十二条の五第三項第二号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習  
(令和4年厚生労働省告示第276号)

施行期日：令和6年4月1日



## 2 化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立②

### 2-2 保護具着用管理責任者の選任の義務化

2024(R6).4.1施行

#### (1) 選任が必要な事業場

- ・リスクアセスメントに基づく措置として労働者に保護具を使用させる事業場

#### (2) 選任要件

- ・保護具について一定の経験及び知識を有する者

次に掲げる者又は**保護具の管理に関する教育を受講した者**

- ・ 化学物質管理専門家の要件に該当する者
- ・ 作業環境管理専門家の要件に該当する者
- ・ 労働衛生コンサルタント試験合格者
- ・ 第1種衛生管理者免許または衛生工学衛生管理者免許を受けた者
- ・ 化学物質関係の作業主任者の資格を有する者
- ・ 安全衛生推進者に係る講習の修了者等

#### (3) 職務

- ・ 有効な保護具の選択、労働者の使用状況の管理その他  
保護具の管理に係る業務

保護具の管理に関する教育カリキュラム

学科科目	範囲	時間
保護具着用管理	①保護具着用管理責任者の役割と職務 ②保護具に関する教育の方法	0.5時間
保護具に関する知識	①保護具の適正な選択に関すること。 ②労働者の保護具の適正な使用に関すること。 ③保護具の保守管理に関すること。	3時間
労働災害の防止に関する知識	保護具使用に当たって留意すべき労働災害の事例及び防止方法	1時間
関係法令	安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項	0.5時間
実技科目	範囲	時間
保護具の使用方法等	①保護具の適正な選択に関すること。 ②労働者の保護具の適正な使用に関すること。 ③保護具の保守管理に関すること。	1時間



## 2 化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立③

### 2-3 雇入れ時等教育の拡充

2024(R6).4.1施行

雇入れ時等の教育のうち、特定の業種においては一部教育項目の省略が認められているところ、当該省略規定を廃止する。

→ 危険性・有害性のある化学物質を製造し、又は取り扱う全ての事業場において、化学物質の安全衛生に関する必要な教育が行われるようにする。

《現行制度》

雇入れ時等教育の教育項目（以下の1～8の各項目について、当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項について実施）

1. 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取り扱い方法に関すること
2. 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取り扱い方法に関すること
3. 作業手順に関すること
4. 作業開始時の点検に関すること
5. 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及びその予防に関すること
6. 整理、整頓及び清潔の保持に関すること。
7. 事故時等における応急措置及び退避に関すること
8. 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

以下の業種以外の業種では、

1～4の項目は R6.4.1以降省略不可

- 林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業
- 製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業

# 化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立③

## 2-4 職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大

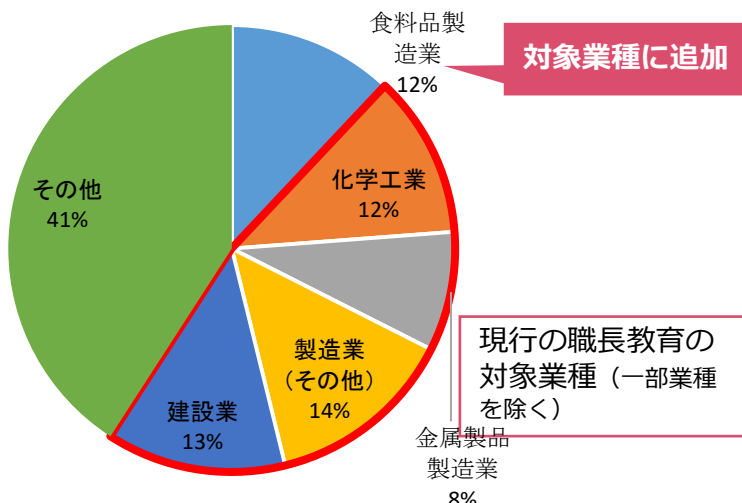
2023(R5).4.1施行

安衛法第60条の規定により、事業者は、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者に対し、安全衛生教育を行わなければならないこととされており、その対象業種に、以下の業種を追加する。

- ・食料品製造業 ※ 食料品製造業のうち、うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業については、すでに職長教育の対象。
- ・新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業

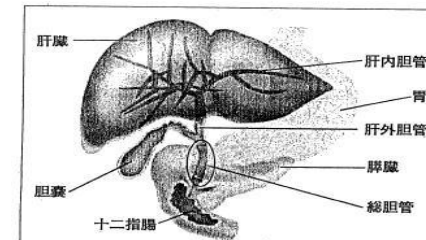
### <背景>

#### ①食料品製造業における災害の割合が高い



#### ②平成24年3月に大阪府内にある印刷事業場の労働者が化学物質の使用により胆管がんを発症するなど、印刷関連業務における災害が発生

→「新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業」を対象業種に追加



「産業保健21」2012年10月号

## 3 化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化①

### 3-1 SDS等による通知方法の柔軟化

2022(R4).5.31(公布日) 施行済み

SDS情報の通知手段として、相手方が容易に確認可能な方法であれば、事前に相手方の承諾を得なくても採用することができることとする。

#### (改正前)

- ・文書の交付
- ・相手方が承諾した方法  
(磁気ディスクの交付、FAX送信など)



#### (改正後)

事前に相手方の承諾を得なくても、以下の方法による通知を可能とする

- ・文書の交付、磁気ディスク・光ディスクその他の記録媒体の交付
- ・FAX送信、電子メール送信
- ・通知事項が記載されたホームページのアドレス、二次元コード等を伝達し、閲覧を求める

### 3-2 「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新

2023(R5).4.1施行

SDSに係る通知事項の一つである「人体に及ぼす作用」について、定期的に確認・更新し、変更内容を通知(※)することとする。

5年以内ごとに1回、記載  
内容の変更の要否を確認



変更があるときは、  
確認後1年以内に更新



変更をしたときは、  
SDS通知先に対し、変更内容を通知

※ 現在SDS交付が努力義務となっている安衛則第24条の15の特定危険有害化学物質等についても、同様の更新及び通知を努力義務とする。

### 3-3 SDS等による通知事項の追加及び含有量表示の適正化

2024(R6).4.1施行

・ SDSに係る通知事項として、新たに「(譲渡提供時に) 想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を追加する。

※ SDSの記載に当たっては、保護具について、想定される用途(推奨用途)での使用において吸入又は皮膚や眼との接触を保護具で防止することを想定した場合に必要なとされる保護具の種類を必ず記載してください。

・ SDSに係る通知事項の一つである「成分及びその含有量」における、成分の含有量の記載について、原則として重量パーセントの記載を求めることとする。

※ 製品により、含有量に幅があるものは、濃度範囲の表記も可能です。また、重量パーセントへの換算方法を明記していれば重量パーセントによる表記を行ったものとみなされます。

・ 成分の含有量が営業上の秘密に該当する場合に、営業上の秘密を保持しつつ必要な情報を通知するための通知方法について追加の規 41  
定を設ける。

# 営業上の秘密に該当する場合の含有量の通知の特例

## 1. 改正の趣旨

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号。以下「改正省令第91号」という。）により改正された労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第34条の2の6において、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第57条の2第1項の規定による文書（以下「SDS」という。）の交付等による通知事項のうち、成分の含有量については、重量パーセントを通知しなければならないとされているところ、「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会」報告書（令和3年7月19日公表）において、「当該情報が営業上の秘密に当たる場合は、その旨を明記した上で、当該成分及び含有量に係る記載の省略ができるように見直す。ただし、特化則等の適用対象物質については省略を認めない。」こととする旨が提言されている。これらを踏まえ、法の規定の範囲内で、営業上の秘密を保持しつつ、必要な情報を通知するため、SDS等による成分の含有量の通知方法について、所要の改正を行う。

## 2. 改正の概要

SDSの交付等による通知事項のうち、成分の含有量については、一・四一ジクロロ一ニブテン、鉛、一・三一ブタジエン、一・三一プロパンスルトン、硫酸ジエチル、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「令」という。）別表第3に掲げる物、令別表第4第6号に規定する鉛化合物、令別表第5第1号に規定する四アルキル鉛及び令別表第6の2に掲げる物以外の物であつて、当該物の成分の含有量について重量パーセントの通知をすることにより、事業者の財産上の利益を不当に害するおそれがあるものについては、その旨を明らかにした上で、重量パーセントの通知を、10パーセント未満の端数を切り捨てた数値と当該端数を切り上げた数値との範囲をもって行うことができることとする。なお、この場合において、当該物を譲渡し、又は提供する相手方の事業者から求めがあるときは、成分の含有量に係る秘密が保全されることを条件に、当該相手方の事業場におけるリスクアセスメントの実施に必要な範囲内において、当該物の成分の含有量について、より詳細な内容を通知しなければならないこととする。

## 3. 公布日等

- (1) 公布日：令和5年4月下旬（予定）
- (2) 施行日：公布日 ※本省令による改正後の改正省令第91号の施行日は令和6年4月1日

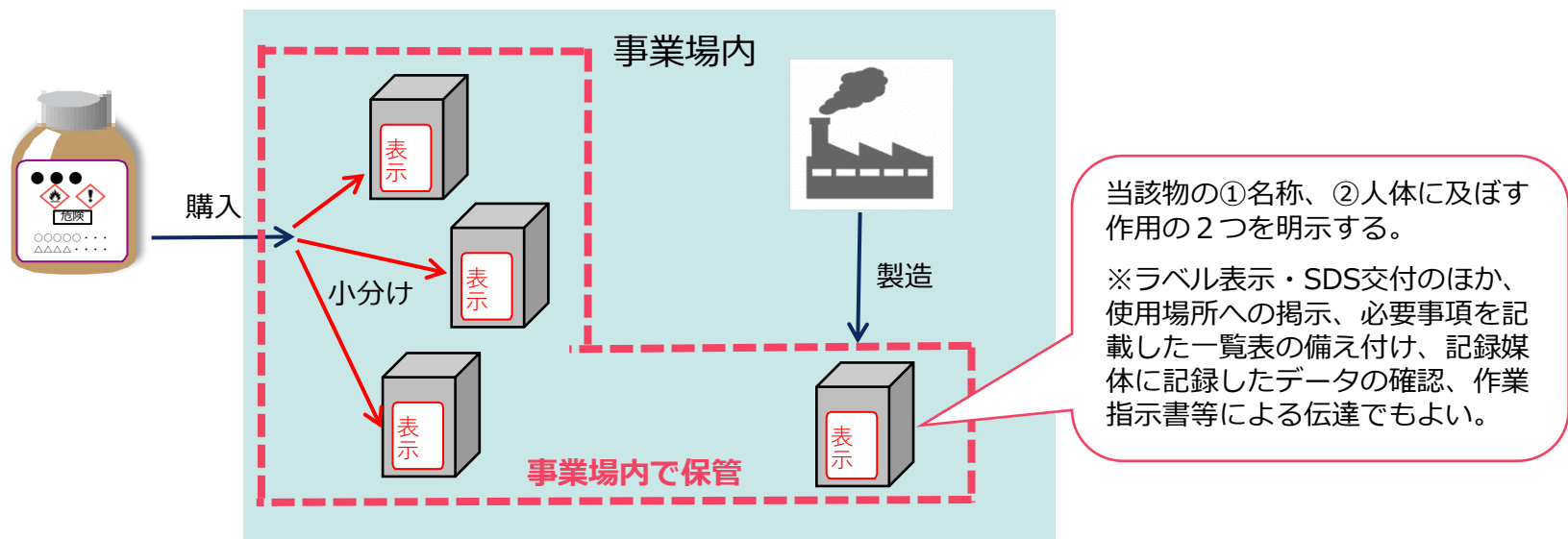
### 3 化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化②

#### 3-4 化学物質を事業場内で別容器等で保管する際の措置の強化

2023(R5).4.1施行

安衛法第57条で譲渡・提供時のラベル表示が義務付けられている危険・有害物質（以下「ラベル表示対象物」という。）について、譲渡・提供時以外も、以下の場合はラベル表示・文書の交付その他の方法により、内容物の名称やその危険性・有害性情報を伝達しなければならないこととする。

- ・ラベル表示対象物を、他の容器に移し替えて保管する場合
- ・自ら製造したラベル表示対象物を、容器に入れて保管する場合



- 化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針（平成24年厚生労働省告示第133号）の改正3-1から3-4までの改正に伴い、以下のとおり改正。
  - ・ 事業者が容器等に入った化学物質を労働者に取り扱わせる際、容器等に表示事項をすべて表示することが困難な場合においても、最低限必要な表示事項として、「人体に及ぼす作用」を追加する。
  - ・ 労働者に対する表示事項等の表示の方法として、光ディスクその他の記録媒体を用いる方法を新たに認める。

### 3 化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化③

#### 3-5 注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大

2023(R5).4.1施行

安衛法第31条の2の規定により、化学物質の製造・取扱設備の改造、修理、清掃等の仕事を外注する注文者は、請負人の労働者の労働災害を防止するため、化学物質の危険性及び有害性、作業において注意すべき事項、安全確保措置等を記載した文書を交付しなければならないとされており、この措置の対象となる設備の範囲を以下のとおり拡大する。

##### (現行)

- ・ 化学設備（危険物製造・取扱設備）
- ・ 特定化学設備（特定第2類物質・第3類物質製造・取扱設備）



##### (改正後) 下線部の追加

- ・ 化学設備（危険物製造・取扱設備）
- ・ 通知対象物（労働者に危険・健康障害を生じるおそれのある物質）の製造・取扱設備（現行の特定化学設備を含む）

※新たに措置の対象となる設備に係る安衛法第31条の2に規定する作業に係る仕事であって、施行日（令和5年4月1日）前に請負契約が締結されたものについては、令和5年9月30日までの間、同条の規定は適用しないこととする。



特化則	有機則
鉛則	粉じん則

## 4 化学物質管理の水準が一定以上の事業場の個別規制の適用除外

化学物質管理の水準が一定以上であると所轄都道府県労働局長が認定した事業場については、当該認定に係る特別規則（※1）について個別規制の適用を除外し、当該特別規則の適用物質に係る管理を、事業者による自律的な管理（リスクアセスメントに基づく管理）に委ねることができることとする。

2023(R5).4.1施行

### <認定の主な要件>

- ①認定を受けようとする事業場に、**専属の化学物質管理専門家（※2）**が配置され、当該事業場における次に掲げる事項を管理していること。
  - イ 特定化学物質に係るリスクアセスメント（労働安全衛生規則第34条の2の7第1項）の実施に関すること。
  - ロ イのリスクアセスメントの結果に基づく措置その他当該事業場における特定化学物質による労働者の健康障害を予防するため必要な措置の内容及びその実施に関すること。
- ②過去3年間に、各特別規則が適用される化学物質等による死亡又は休業4日以上の労働災害が発生していないこと。
- ③過去3年間に、各特別規則に基づき行われた作業環境測定の結果が全て第一管理区分であったこと。
- ④過去3年間に、各特別規則に基づき行われた特殊健康診断の結果、新たに異常所見があると認められる労働者がいなかったこと。  
 （粉じん則については、じん肺健康診断の結果、新たにじん肺管理区分が管理2以上に決定された者又はじん肺管理区分が決定されていた者でより上位の区分に決定された者がいなかったこと。）
- ⑤過去3年間に、1回以上、リスクアセスメントの結果及び結果に基づき事業者が講ずる労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置の内容（労働安全衛生規則第34条の2の8第1項第3号及び第4号）について、当該事業場に属さない化学物質管理専門家（※2）による評価を受け、当該評価の結果、当該事業場において特定化学物質による労働者の健康障害を予防するため必要な措置が適切に講じられていると認められること。
- ⑥過去3年間に、事業者が当該事業場について労働安全衛生法及びこれに基づく命令に違反していないこと。

### <認定の更新>

認定は、3年ごとにその**更新**を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うこと。

- （※1）所轄都道府県労働局長の認定は、事業者からの申請に基づき、特化則、有機則、鉛則又は粉じん則の各省令ごとに別々に行い、当該認定に係る省令についての個別規制について適用除外とする。
- （※2）化学物質管理専門家の要件は、厚生労働大臣告示のとおり。
  - ・労働衛生コンサルタント（労働衛生工学）の登録を受け、5年以上化学物質の管理（粉じん則にあつては、粉じんの管理）に係る実務経験を有する者
  - ・衛生工学衛生管理者として8年以上実務経験を有する者
  - ・作業環境測定士として6年以上実務経験を有し、厚生労働省労働基準局長が定める講習を修了した者
  - ・その他上記と同等以上の知識・経験を有する者（オキュペイショナル・ハイジニスト有資格者等）

## 5 ばく露の程度が低い場合における健康診断の実施頻度の緩和

有機溶剤、特定化学物質（特別管理物質等を除く。）、鉛、四アルキル鉛に関する特殊健康診断の実施頻度について、作業環境管理やばく露防止対策等が適切に実施されている場合には、事業者は、当該健康診断の実施頻度（通常は6月以内ごとに1回）を1年以内ごとに1回に緩和できることとする。

2023(R5).4.1施行

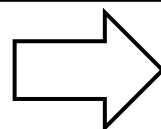
< 改正の内容 >

現行

改正

特殊健診の  
実施頻度

6月以内に1回実施



リスクに応じて、  
(区分1) **1年以内に1回実施**  
(区分2) 6月以内に1回実施

要件

実施頻度

以下のいずれも満たす場合（区分1）

- ①当該労働者が作業する単位作業場所における直近3回の作業環境測定結果が第一管理区分に区分されたこと。  
（※四アルキル鉛を除く。）
- ②直近3回の健康診断において、当該労働者に新たな異常所見がないこと。
- ③直近の健康診断実施日から、ばく露の程度に大きな影響を与えるような作業内容の変更がないこと。

次回は**1年以内に1回**  
（実施頻度の緩和の判断は、前回の健康診断実施日以降に、左記の要件に該当する旨の情報が揃ったタイミングで行う。）

上記以外(区分2)

次回は6月以内に1回

※上記要件を満たすかどうかの判断は、事業場単位ではなく、事業者が労働者ごとに行うこととする。この際、労働衛生に係る知識又は経験のある医師等の専門家の助言を踏まえて判断することが望ましい。

※同一の作業場で作業内容が同じで、同程度のばく露があると考えられる労働者が複数いる場合には、その集団の全員が上記要件を満たしている場合に実施頻度を1年以内ごとに1回に見直すことが望ましい。

※四アルキル鉛については、作業環境測定の実施が義務付けられていないが、健康診断項目として生物学的モニタリングが実施されていること等から、①の要件を除き、②及び③の要件を満たす場合に適用することとする。

# 6 作業環境測定結果が第三管理区分の事業場に対する措置の強化①

特化則	有機則
鉛則	粉じん則

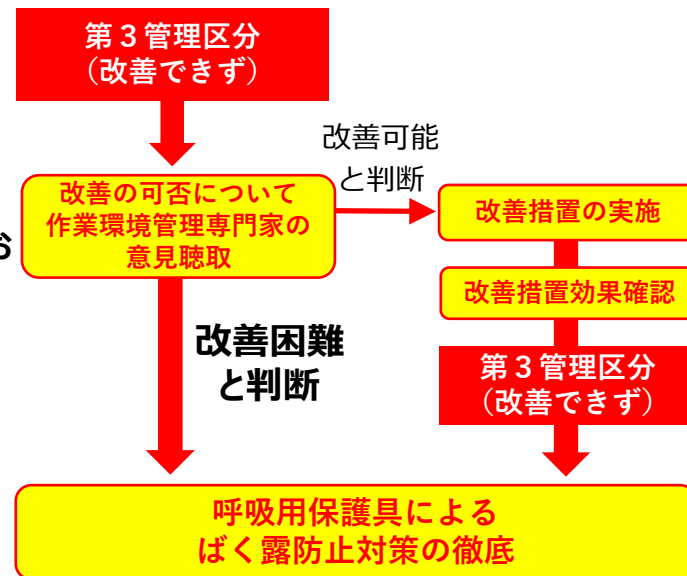
2024(R6).4.1施行

## (1) 作業環境測定の評価結果が第三管理区分に区分された場合の義務

- ①当該場所の作業環境の改善の可否及び可能な場合の改善方策について、外部の作業環境管理専門家（※1）の意見を聴くこと。
- ②当該場所の作業環境の改善が可能な場合、作業環境管理専門家の意見を勘案して必要な改善措置を講じ、当該改善措置の効果を確認するための濃度測定を行い、その結果を評価すること。

## (2) 上記①で作業環境管理専門家が改善困難と判断した場合及び上記②の測定評価の結果なお第三管理区分に区分された場合の義務

- ①個人サンプリング法等による化学物質の濃度測定（※2）を行い、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用（※3）させること。
- ②①の呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認（※4）すること。
- ③保護具着用管理責任者（※5）を選任し、（2）①、②及び（3）①、②の管理、作業主任者等の職務に対する指導（呼吸用保護具に関する事項に限る。）等を担当させること。
- ④（1）①の作業環境管理専門家の意見の概要及び（1）②の措置及び評価の結果を労働者に周知すること。
- ⑤上記措置を講じたときは、遅滞なく当該措置の内容について所轄労働基準監督署長に届出を提出すること。



（※1）作業環境管理専門家の要件は、

- ①化学部室管理専門家としての要件を有する者
- ②労働衛生コンサルタント（労働衛生工学）又は労働安全コンサルタント（化学）の登録を受け、3年以上化学物質の管理に係る実務経験を有する者、
- ③衛生工学衛生管理者として6年以上実務経験を有する者、作業環境測定士として6年以上実務経験を有する者、その他これと同等以上の能力を有すると認められる者。

（※2）（※3）（※4）の事項については、厚生労働大臣告示のとおり。

（※5）保護具着用管理責任者の要件は、衛生管理者等の一定の経験及び知識を有する者（詳細は施行通達のとおり）。

## 6 作業環境測定結果が第三管理区分の事業場に対する措置の強化②

特化則	有機則
鉛則	粉じん則

2024(R6).4.1施行

### (3) (2) の場所の評価結果が改善するまでの間の義務

- ① 6月以内ごとに1回、定期的に、個人サンプリング測定等による特定化学物質等の濃度測定（※2）を行い、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用（※3）させること。
- ② 1年以内ごとに1回、定期的に、呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認（※4）すること。

### (4) その他

個人サンプリング法等による測定結果、測定結果の評価結果、呼吸用保護具の装着確認結果を3年間（粉じんに係る測定結果及び評価結果については7年間）保存すること。

# 作業環境測定結果が第三管理区分の事業場に対する措置の強化③ (厚生労働大臣告示の内容)

	特化則	有機則	鉛則	粉じん則
濃度の測定	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業環境測定 個人サンプリング法(※1)が原則。ただし、個人サンプリング法が不可の物質はA B測定(※2)を実施。</li> <li>又は</li> <li>個人ばく露測定(※3)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業環境測定 個人サンプリング法(※1)が原則。ただし、個人サンプリング法が不可の物質はA B測定(※2)を実施。</li> <li>又は</li> <li>個人ばく露測定(※3)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業環境測定 (個人サンプリング法(※1)) 又は</li> <li>個人ばく露測定(※3)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業環境測定 (A B測定(※2)) 又は</li> <li>個人ばく露測定(※3)</li> </ul>
測定対象物質	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人サンプリング法及び個人ばく露測定ともにベリリウムおよびその化合物他12物質(低管理濃度特化物)</li> <li>AB測定は低管理濃度特化物以外の特化物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人サンプリング法は塗装作業等の発散源の場所が一定しない作業で用いる有機溶剤等</li> <li>AB測定は個人サンプリング法対象作業以外の作業における有機溶剤等</li> <li>個人ばく露測定は全ての有機溶剤</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人サンプリング法及び個人ばく露測定ともに鉛</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>AB測定及び個人ばく露測定ともに全ての粉じん</li> </ul>
呼吸用保護具の選択	使用する呼吸用保護具は要求防護係数を上回る指定防護係数を有するものでなければならない。			$PF_r = C / C_o$ $PF_r$ : 要求防護係数 $C$ : 濃度の測定の結果得られた値(※3) $C_o$ : 作業環境評価基準で定める物質別の管理濃度
呼吸用保護具の装着確認	JIS T8150に定める方法(フィットテスト)により求めたフィットファクタが呼吸用保護具の種類に応じた要求フィットファクタを上回っていることを確認する。 $FF = C_{out} / C_{in}$ $FF$ : フィットファクタ(労働者の顔面と呼吸用保護具の面体との密着の程度を表す係数) $C_{out}$ : 呼吸用保護具の外側の測定対象物質の濃度 $C_{in}$ : 呼吸用保護具の内側の測定対象物の濃度 要求フィットファクタ : 全面形面体呼吸用保護具は500、半面形面体呼吸用保護具は100			$PF_r = C / C_o$ $C_o = 3.0 / (1.19Q + 1)$ $Q$ : 遊離けい酸含有率

※1 : 労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う作業環境測定(C・D測定ともいう。)。D測定は、最も濃度が高くなる時間と作業位置で行う個人サンプリング法による作業環境測定。

※2 : A測定は、測定場所の床面上に引いた等間隔の縦横線の交点で行う作業環境測定。B測定は、最も濃度が高くなる時間と作業位置で行う作業環境測定。

※3 : 労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う方法により、労働者個人のばく露(労働者の呼吸域の濃度)を測定する方法

※4 : 作業環境測定の場合は、第一評価値又はB測定若しくはD測定の測定値のうち高い値。個人ばく露測定の場合は、測定値の最大値とする(第一評価値とは、単位作業場所におけるすべての測定点の作業時間における濃度の実現値のうち、高濃度側から5%に相当する濃度の推定値。)。)



# 保護具選択測定を行う場合の作業環境測定の免除

## 1. 改正の趣旨

- ▶ 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号。以下「改正省令第91号」という。）により新設された有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号。以下「有機則」という。）第28条の3の2第4項等において、各規則の規定に基づく作業環境測定の評価の結果、第三管理区分に区分された場所（以下「第三管理区分場所」という。）について、作業環境管理専門家が作業環境の改善が困難であると判断した場合等は、第一管理区分又は第二管理区分と評価されるまでの間、6月以内ごとに1回、個人サンプリング測定等により有機溶剤等の濃度を測定（以下「保護具選択測定」という。）し、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用させることが義務付けられた。
- ▶ 一方で、有機則第28条第2項等において、有機溶剤業務等を屋内作業場で行う場合は、6月以内ごとに1回作業環境測定を行うことが義務付けられており、第三管理区分場所においては、二種類の測定を実施する義務が重複して課されている。
- ▶ 有機則第28条の3の2第5項等の第三管理区分場所は、専門家の判断により改善措置等を実施しても改善困難な場所であること、6月以内ごとに1回、保護具選択測定を行い、呼吸用保護具の有効性を担保していることから、重ねて6月以内ごとに1回の作業環境測定を義務づけなくても、有効なばく露防止対策を実施することは可能である。
- ▶ このため、二種類の測定義務の重複による現場の混乱を防ぐため、6月以内ごとに1回の保護具選択測定を実施する第三管理区分場所においては、6月以内ごとに1回の作業環境測定を実施することは要しないこととするための所要の改正を行う。

## 2. 改正の概要

- ▶ 有機則第28条の3の2第5項等で規定している保護具選択測定を行う場合は、有機則第28条第2項等で規定している作業環境測定を行うことを要しない旨を追加。

## 3. 公布日等

公布日：令和5年4月24日、施行日：公布日（※本省令による改正後の改正省令第91号の施行日は令和6年4月1日）



# 改正省令で定められた内容に関するスタッフの役割（まとめ）

		事業者	化学物質管理者	その他
化学物質管理 体系の見直し	名称等の表示・通知をしなければならない化学物質の追加	○	○	
	ばく露を最小限度にすること（ばく露を濃度基準値以下にすること）	○	○	保護具着用管理責任者、作業主任者
	ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存	○	○	
	皮膚等障害化学物質への直接接触の防止 （健康障害を起こすおそれのある物質関係）	○	○	保護具着用管理責任者、作業主任者
	衛生委員会付議事項の追加	○		
	化学物質によるがんの把握強化	○	○	産業医等
	リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存	○	○	
	化学物質労災発生事業場等への監督署長による指示	○	○	化学物質管理専門家（社内又は社外）
	リスクアセスメント等に基づく健康診断の実施・記録作成等	○		産業医等
	がん原性物質の作業記録の保存	○	○	
実施体制 の確立	化学物質管理者・保護具着用責任者の選任義務化	○		
	雇入れ時等教育の拡充	○		
	職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大	○		
情報伝達の 強化	S D S 等による通知方法の柔軟化	○	○	
	「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新	○	○	
	通知事項の追加及び含有量表示の適正化	○	○	
	事業場内別容器保管時の措置の強化	○	○	
	注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大	○		
管理水準良好事業場の特別規則適用除外	○	○	化学物質管理専門家（社内及び社外）	
特殊健康診断の実施頻度の緩和	○		産業医等	
第三管理区分事業場の措置強化	○	○	作業環境管理専門家（社外）、保護具着用管理責任者、 作業主任者	

3

## 施行スケジュール

ひと、くらし、みらいのために



# 施行期日

		2023(R5).4.1		2024(R6).4.1	
化学物質管理体系の見直し	名称等の表示・通知をしなければならない化学物質の追加				2024(R6).4.1施行
	ばく露を最小限度にすること (ばく露を濃度基準値以下にすること)		2023(R5).4.1施行		2024(R6).4.1施行
	ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存		2023(R5).4.1施行		
	皮膚等障害化学物質への直接接触の防止 (健康障害を起こすおそれのある物質関係)		2023(R5).4.1施行		2024(R6).4.1施行
	衛生委員会付議事項の追加		2023(R5).4.1施行		2024(R6).4.1施行
	化学物質によるがんの把握強化		2023(R5).4.1施行		
	リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存		2023(R5).4.1施行		
	化学物質労災発生事業場等への監督署長による指示				2024(R6).4.1施行
	リスクアセスメント等に基づく健康診断の実施・記録作成等				2024(R6).4.1施行
	がん原性物質の作業記録の保存		2023(R5).4.1施行		
実施体制の確立	化学物質管理者・保護具着用責任者の選任義務化				2024(R6).4.1施行
	雇入れ時等教育の拡充				2024(R6).4.1施行
	職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大		2023(R5).4.1施行		
情報伝達の強化	S D S 等による通知方法の柔軟化		2022(R4).5.31(公布日)施行		
	「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新		2023(R5).4.1施行		
	通知事項の追加及び含有量表示の適正化				2024(R6).4.1施行
	事業場内別容器保管時の措置の強化		2023(R5).4.1施行		
	注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大		2023(R5).4.1施行		
管理水準良好事業場の特別規則適用除外			2023(R5).4.1施行		
特殊健康診断の実施頻度の緩和			2023(R5).4.1施行		
第三管理区分事業場の措置強化					2024(R6).4.1施行

# 4

職場の化学物質管理に関する相談窓口

化学物質のリスクアセスメント実施に係る支援等

# 化学物質による労働災害防止のための新たな規制について (厚生労働省ポータルページ)

U R L : [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121\\_00005.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html)

## 1. 新たな規制の概要

## 2. 本改正の主なポイント

## 3. 関係法令

- ① 改正政令及び改正省令（令和4年2月24日公布）
- ② 改正省令（令和4年5月31日公布）
- ③ 関係告示

## 4. 関係通達等

- ① 改正政省令の施行通達
- ② 改正省令等の施行通達
- ③ 告示の施行通達
- ④ 関係通達

## 5. 報道発表資料

## 6. パブリックコメントで寄せられたご意見等について

## 7. 対象物質の一覧

## 8. よくあるお問合せ

## 9. 参考資料

## 10. テキスト

## 11. 制度の内容・職場の化学物質管理に関する相談窓口

# 職場における化学物質管理に関する相談窓口

## 1. 電話、メール等による相談窓口を設置

- ・ 職場で使用する化学物質のラベルやSDSに関すること
- ・ リスクアセスメントの実施方法、CREATE-SIMPLE（簡易なリスクアセスメント支援ツール）の使用方法
- ・ 新たな化学物質管理の制度の内容 など

**TEL: 050-5577-4862 FAX: 03-5642-6145**

**E-mail: soudan@technohill.co.jp**

受付時間： 平日10:00～17:00（12:00～13:00を除く）

令和5年4月3日から令和6年3月18日まで（土日祝日、国民の休日、12/29～1/3を除く。）

令和5年度委託先：テクノヒル株式会社

## 2. 専門家によるリスクアセスメントの訪問支援

中小規模事業場を対象に、事業場の要望に応じて専門家を派遣し、リスクアセスメント等の支援を実施  
支援内容

- ・ 新たな化学物質規制への対応について
- ・ 化学物質のリスクアセスメント方法
- ・ GHSラベルやSDSの読み方
- ・ リスクを低減するための対策 など

**TEL: 03-6231-0133 FAX: 03-5642-6145**

申込受付時間： 令和5年4月3日～令和6年1月31日まで（予定）（訪問可能期間は2月末まで）

令和5年度委託先：テクノヒル株式会社



# 主な化学物質リスクアセスメント支援ツール等

●掲載先／■主体	概要（掲載情報）
<p>●職場のあんぜんサイト （<a href="http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07.htm">http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07.htm</a>） ■厚生労働省</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ CREATE-SIMPLE（クリエイト・シンプル）（簡易なリスクアセスメント支援ツール）</li> <li>✓ 化学物質リスク簡易評価法（コントロール・バンディング）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・液体等取扱作業（粉じん作業を除く）</li> <li>・鉱物性粉じん又は金属性粉じん発生作業</li> </ul> </li> <li>✓ 検知管、リアルタイムモニターを用いた化学物質のリスクアセスメントガイドブック</li> <li>✓ 爆発・火災リスクアセスメントスクリーニング支援ツール</li> <li>✓ 工業塗装、印刷、めっき作業のリスクアセスメントシート</li> </ul>
<p>（職場のあんぜんサイトからリンク） ● ■独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ プロセス災害防止のためのリスクアセスメント等実施ツール               <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 厚生労働省のスクリーニング支援ツールよりも精緻なリスクアセスメントを実施可能（一定の専門知識を要する）。</li> </ul> </li> </ul>
<p>（職場のあんぜんサイトからリンク） ● ECETOC-TRA サイト ■ 欧州化学物質生態毒性・毒性センター（ECETOC）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ ECETOCが開発したリスクアセスメントツール（ECETOC-TRA）。EXCELファイル（英語版）をダウンロードして作業方法等を入力することで定量的な評価が可能。日本語マニュアルあり。 （（一社）日本化学工業協会が日本語版を提供（会員又は有料利用））</li> </ul>
<p>（職場のあんぜんサイトからリンク） ● EMKG Software 2.2 ■ the Federal Institute for Occupational Safety and Health（BAuA）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 独安衛研（BAuA）が提供する定量的評価が可能なリスクアセスメントツール（英語版）</li> <li>✓ EMKG-EXPO-TOOL（EMKG 2.2 からばく露評価部分を抽出）</li> </ul>

1. 特定化学物質の有害性等の揭示の対象物の拡大
2. 個人サンプリング法の適用対象の拡大
3. 防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具の型式検定等の追加
4. 金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習の新設
5. 工作物の石綿事前調査者の要件の新設

# 特定化学物質の有害性等の揭示対象物の拡大等①

## 1. 改正の趣旨

- **労働安全衛生規則等の一部を改正する省令**（令和4年厚生労働省令第82号）において、**有害物の有害性等**（保護具の使用が義務付けられている作業場においては、**有効な呼吸用保護具を使用する旨及び使用すべき保護具**を含む。以下同じ。）に関する**揭示義務の対象物質の拡大及び揭示内容の見直し等**を行ったところである。

**特定化学物質障害予防規則**（昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。）における**有害性等の揭示の対象物質**については、特定化学物質のうち、特化則第38条の3に規定する**特別管理物質に限定**されている。このため、有害性等に関する**揭示の対象物質を全ての特定化学物質とすることとし**、特化則の揭示の規定について、**所要の改正**を行う。

- **有機溶剤中毒予防規則**（昭和47年労働省令第36号。以下「有機則」という。）第24条第1項の**揭示方法等**について、最新のデジタル技術等を活用するため、**揭示の方法を限定しないこととし**、同条第2項について**所要の改正**を行い、併せて有機溶剤中毒予防規則第二十四条第一項の規定により**揭示すべき事項の内容及び揭示方法**（昭和47年労働省告示第123号）を**廃止する**。

※このような規定は、有機則のみにしかない。

## 2. 改正の概要

- (1) 特化則第38条の3において有害性等の揭示の対象物質を全ての特定化学物質とすることとする。
- (2) 有機則第24条第2項を削除する。

## 3. 公布日等

- (1) 公布日：令和5年4月下旬（予定）
- (2) 施行日：令和5年10月1日（2（2）は公布日）

# 特定化学物質の有害性等の揭示対象物の拡大等②

令和5年4月～

特定化学物質の製造・取扱い作業場所

※「特別管理物質以外の特定化学物質（31物質）」の製造・取扱い作業場所は揭示義務なし

特別管理物質製造  
取扱い作業場所

※特別管理物質44物質

+ 揭示内容  
・ 保護具を使用  
しなければなら  
ない旨

うち保護具の使  
用義務作業場所

揭示内容

- ・ 物質の名称
- ・ 生ずるおそれのある疾病、症状
- ・ 取扱い上の注意
- ・ 使用すべき保護具

令和5年10月～

特定化学物質の製造・取扱い作業場所

揭示内容

- ・ 物質の名称
- ・ 生ずるおそれのある疾病・症状
- ・ 取扱い上の注意

うち特別管理物質製  
造取扱い作業場所

うち保護具の使  
用義務作業場所

+ 揭示内容  
・ 保護具を使用しなけれ  
ばならない旨

+ 揭示内容

- ・ 使用すべき保護具

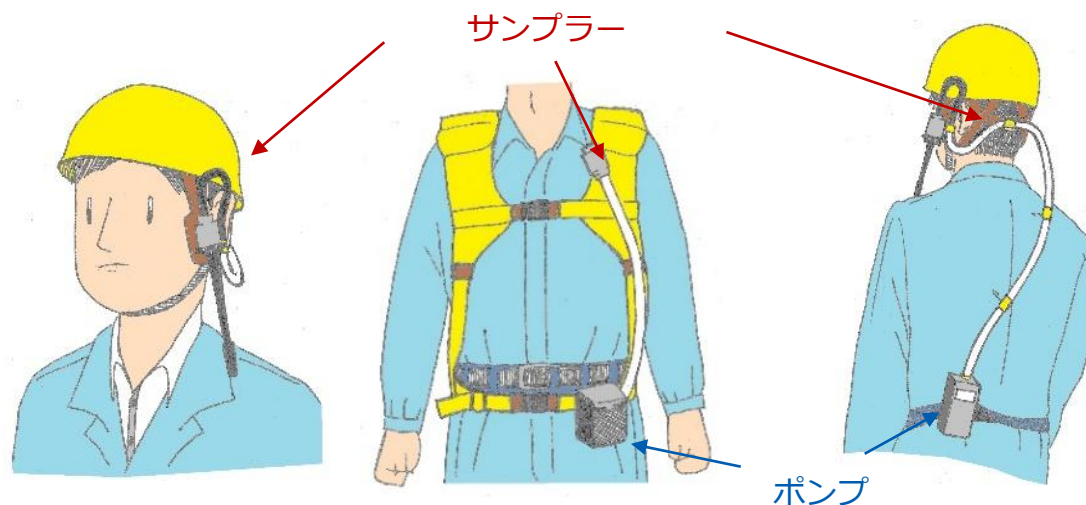
# 1. 個人サンプリング法による作業環境測定の対象の拡大

## 1. 改正の趣旨

- 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）第65条において、**有害な業務を行う屋内作業場等で、政令で定めるもの**において、**作業環境測定基準**（昭和51年労働省告示第46号）に従って**必要な作業環境測定を行う**ことを義務付けるとともに、安衛法第65条の2において、**作業環境評価基準**（昭和63年労働省告示第79号）に従って**当該測定の結果の評価を行う**こと等を事業者<sup>（注）</sup>に義務付けている。
- 今般、厚生労働省における「化学物質管理に係る専門家検討会」の中間取りまとめ（令和4年11月21日）を踏まえ、**作業に従事する労働者の身体に装着した試料捕集機器等を用いる方法**（以下「**個人サンプリング法**」という。）による作業環境測定**の適用対象作業場及び適用対象物質を追加**するため、**作業環境測定基準に所要の改正**を行う。

## 2. 個人サンプリング法による作業環境測定（C・D測定）とは

労働者の身体に装着する試料採取機器（個人サンプラー）等を用いて行う作業環境測定（**C・D測定**ともいう。）。





# 作業環境測定基準及び第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等の一部を改正する告示の概要

## 3. 改正の概要

(1) 作業環境測定基準の改正内容は以下のとおり。

	作業環境測定対象物質	現行の個人サンプリング法を用いた作業環境測定の対象作業場及び対象物質	改正案
①有機溶剤	第1種、第2種の全物質	塗装作業等を行う作業場	塗装作業等を含めた全ての作業場
②特別有機溶剤	特別有機溶剤の全物質	塗装作業等を行う作業場	塗装作業等を含めた全ての作業場
③特定化学物質 (②以外)	第1類、第2類 (溶接ヒュームを除く)	低管理濃度特定化学物質【13物質】 ベリリウム及びその化合物、インジウム化合物、オルト-フタロジニトリル、カドミウム及びその化合物、クロム酸及びその塩、五酸化バナジウム、コバルト及びその無機化合物、3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン、重クロム酸及びその塩、水銀及びその無機化合物、トリレンジイソシアネート、マンガン及びその化合物、砒素及びその化合物	以下の15物質を追加 アクリロニトリル、エチレンオキシド、オーラミン、オルト-トルイジン、酸化プロピレン、三酸化ニアンチモン、ジメチル-2, 2-ジクロロビニルホスフェイト、臭化メチル、ナフタレン、パラ-ジメチルアミノアゾベンゼン、ベンゼン、ホルムアルデヒド、マゼンタ、リフレクトリーセラミックファイバー、硫酸ジメチル
④鉛	鉛	鉛	鉛(改正なし)
⑤粉じん	粉じん	なし	粉じん(遊離けい酸の含有率が極めて高いものを除く。)

(2) (1)の改正を踏まえて、第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等(令和4年厚生労働省告示第341号)について所要の改正を行う。

## 4. 公布日等

告示日: 令和5年4月17日

適用期日: 令和5年10月1日(3(2)については令和6年4月1日)

# (参考) 個人サンプリング法による作業環境測定に追加可能な化学物質

## 物質① 検討を踏まえ【C・D測定】に追加可能な化学物質

①有機溶剤	塗装作業等以外の全ての作業で可。
②特別有機溶剤	塗装作業等以外の全ての作業で可。
③特定化学物質 (②以外)	アクリロニトリル、エチレンオキシド、オルトトリジン、酸化プロピレン、三酸化ニアンチモン、ジメチルー2,2-ジクロロビニルホスフェイト、臭化メチル、ナフタレン、ベンゼン、ホルムアルデヒド、リフラクトリーセラミックファイバー、硫酸ジメチル(以上管理濃度あり)オーラミン、パラジメチルアミノアゾベンゼン、マゼンタ(以上管理濃度なし) 【15物質】
④鉛	—
⑤粉じん	粉じん(遊離けい酸の含有率が極めて高いものを除く。) ※遊離けい酸の含有率100%の粉じんでは、管理濃度が0.025mg/m <sup>3</sup> となり、管理濃度の1/10を測定するために読取精度0.001mgの天秤が必要となるため、測定困難。

## 物質② 現行の作業環境測定基準にない測定法を取り入れること等で可能な化学物質

特定化学物質の名称	試料採取方法	分析方法
ジクロロベンジジン及びその塩	ろ過捕集方法	高速液体クロマトグラフ分析方法
アルファーナフチルアミン及びその塩	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
オルトトリジン及びその塩	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
ジアニシジン及びその塩	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
塩化ビニル	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
塩素	固体捕集方法	高速液体クロマトグラフ分析方法
沃(よう)化メチル	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法

## 物質③ 引き続き検討が必要な物質

特定化学物質の名称	理由
塩素化ビフェニル(別名PCB)	② ⑤
ベンゾトリクロリド	⑤ ⑥
アクリルアミド	② ④
アルキル水銀化合物	① ⑥
エチレンイミン	① ②※ <sup>1</sup>
クロロメチルメチルエーテル	① ⑥
コールタール	③ ⑤
シアン化カリウム	① ②※ <sup>1</sup>
シアン化水素	① ② ④
シアン化ナトリウム	① ②※ <sup>1</sup>
1,1-ジメチルヒドラジン	④
ニッケル化合物	④
ニッケルカルボニル	⑤
ニトログリコール	① ② ④
パラニトロクロロベンゼン	④
弗(ふつ)化水素	① ② ④
ベータプロピオラクトン	⑤
ペンタクロロフェノール及びそのナトリウム塩	① ②※ <sup>1</sup>
硫化水素	① ② ④

(理由)

①；現行の作業環境測定基準で試料採取方法が直接捕集方法又は液体捕集方法。②；現行の作業環境測定ガイドブックにない方法(OSHA法やNIOSH法)を検討している。③；高精度の測定機器によれば測定ができる。④；D測定は15分間のサンプリングで管理濃度の1/10の濃度を測定できることが確認されたものであることが通達(令和2年基発0127第12号)に示されており、その精度には達していないが、管理濃度と同じ有効桁で足りるとすれば、実施可能である。⑤；④のレベルには達していない。⑥；定量下限値の情報がなく、判断できない。(※1；代替法も液体捕集方法。※2；ベンゼン可溶性成分として0.2mg/m<sup>3</sup>)

## 2. 防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具の型式検定等の新設

### 改正の趣旨

- 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第42条に基づき、法別表第2及び労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「安衛令」という。）**第13条第3項において定める機械等は、厚生労働大臣が定める規格等**（以下「構造規格」という。）**を具備しなければ、譲渡、貸与又は設置**（以下「譲渡等」という。）**してはならないこととされている。**
- さらに、法第44条の2第1項に基づき、法第42条の機械等のうち、**法別表第4に掲げる機械等で安衛令第14条の2で定めるものを製造又は輸入する者は、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う当該機械等の型式についての検定**（以下「型式検定」という。）**を受けなければならないこととされている。**
- これまで防じん用の電動ファン付き呼吸用保護具（以下「PAPR」という。）**についてのみ構造規格が定められ、譲渡等制限及び型式検定の対象とされてきたところ、近年、化学物質によるばく露を防止することを目的とした**防毒用の電動ファン付き呼吸用保護具が開発され、日本産業規格に基づく製品が市場に流通し始めていることから、当該保護具について譲渡等制限及び型式検定の対象とすることとし、必要な規定を整備するため、安衛令及び労働安全衛生法関係手数料令（昭和47年政令第345号。以下「手数料令」という。）について必要な改正を行う。****

### 防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具（Powered Air Purifying Respirator for toxic gases）＜G-PAPR＞

- 主に**電動ファン、吸収缶、面体**から構成され、環境空気中の**有害物質**（有害なガス又は蒸気等）を除去した空気を装着者へ供給する**ろ過式呼吸用保護具**。
- 電動ファン付き呼吸用保護具は、**面体内が陽圧**になるため、面体内に**有害物質が侵入しにくく、かつ、呼吸が容易**であり作業者の負担が少ない。

（防じんマスク及び防毒マスクは、肺力により空気を吸引するので、面体内は陰圧になる。）

- PAPR : **防じん機能**を有する電動ファン付き呼吸用保護具  
（防じんをろ過材で除去する保護具）
- G-PAPR : **防毒機能**を有する電動ファン付き呼吸用保護具  
（有毒ガス及び有毒ガスと混在する粒子状物質を吸収缶で除去する保護具）

G-PAPRの例



# 労働安全衛生法施行令等の改正概要

## 経過措置

### (1) 政令の経過措置

- **令和6年10月1日前**に製造され、又は輸入されたG-PAPRには、法第42条の規定（譲渡等制限）は適用せず、法第44条の2の型式検定を受けることを要しない。

### (2) 省令の経過措置

- 令和6年10月1日前に製造され、又は輸入されたG-PAPRについては、令和8年9月30日までの間は、安衛則第27条の規定は適用しない（**構造規格を具備していなくても使用できる**）。

## 公布日等

### (1) 政令

公布日：令和5年3月23日

施行日：令和5年10月1日

### (2) 省令

公布日：令和5年3月27日

施行日：令和5年10月1日（一部規定は公布の日）



### 3. 金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習の新設

#### 改正の趣旨

- ・ **労働安全衛生法**（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第14条において、事業者は、**労働安全衛生法施行令**（昭和47年政令318号。以下「令」という。）第6条に掲げる作業については、**技能講習を修了した者のうちから、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮等**を行わせることを義務付けている。
- ・ 令和2年の特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。）改正により、溶接ヒュームが特定化学物質に追加されたため、令和3年4月1日からは**溶接ヒュームを含む特定化学物質に係る作業主任者**については特化則第27条において、事業者は、令第6条第18号の作業について、**特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習**（以下「特化物技能講習」という。）を修了した者のうちから、**特定化学物質作業主任者を選任しなければならない**とされている。
- ・ しかし、現在、**当該講習の受講者の多くが、金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業**（以下「**金属アーク溶接等作業**」という。）のみに従事する者となっている。これらの者は、**溶接ヒュームしか取り扱わないにもかかわらず、特化物技能講習においては溶接ヒューム以外の特定化学物質及び四アルキル鉛に係る全ての科目を受講する必要がある等、受講者の負担が大きく、金属アーク溶接等作業に限定した講習の新設が強く要望**されているところである。
- ・ このため、**特化物技能講習の講習科目のうち、金属アーク溶接等作業に係るものに限定した技能講習**（以下「**金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習**」という。）を**新設**し、金属アーク溶接等作業を行う場合においては、**当該講習を修了した者のうちから、金属アーク溶接等作業主任者を選任することができる**こととし、特化則等について所要の改正を行う。

# 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（案）の概要

## 省令事項

### （１）労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）の一部改正

作業主任者の選任に関し、作業の区分、資格及び名称について掲げている別表第1に**金属アーク溶接等作業主任者に係るものを追加**することとする。

### （２）特化則の一部改正

- ① 金属アーク溶接等作業については、**金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習を修了した者のうちから、金属アーク溶接等作業主任者を選任することができる**こととする。
- ② 金属アーク溶接等作業主任者の新設に伴い、当該**作業主任者の職務を新たに規定**する。
- ③ 金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習に関する**学科講習の科目等は特化物技能講習のものを準用**することとする。

### （３）労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号。以下「登録省令」という。）の一部改正

登録省令で定める登録教習機関の**区分に「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習」を追加**することとする。

### （４）登録教習機関に関する経過措置

追加した「**金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習**」の区分の登録を新たに受けようとする者は、省令の**施行の前日**においても、その**申請**をすることができることとする。

## 公布日等

公布日：令和5年4月3日

施行日：令和6年1月1日（経過措置については公布の日）



# 関係する技能講習規定等の改正概要

## 告示事項

### 化学物質関係作業主任者技能講習規程（平成6年労働省告示第65号）の一部改正

金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習に関する学科講習の科目の範囲、講習時間等を規定する。

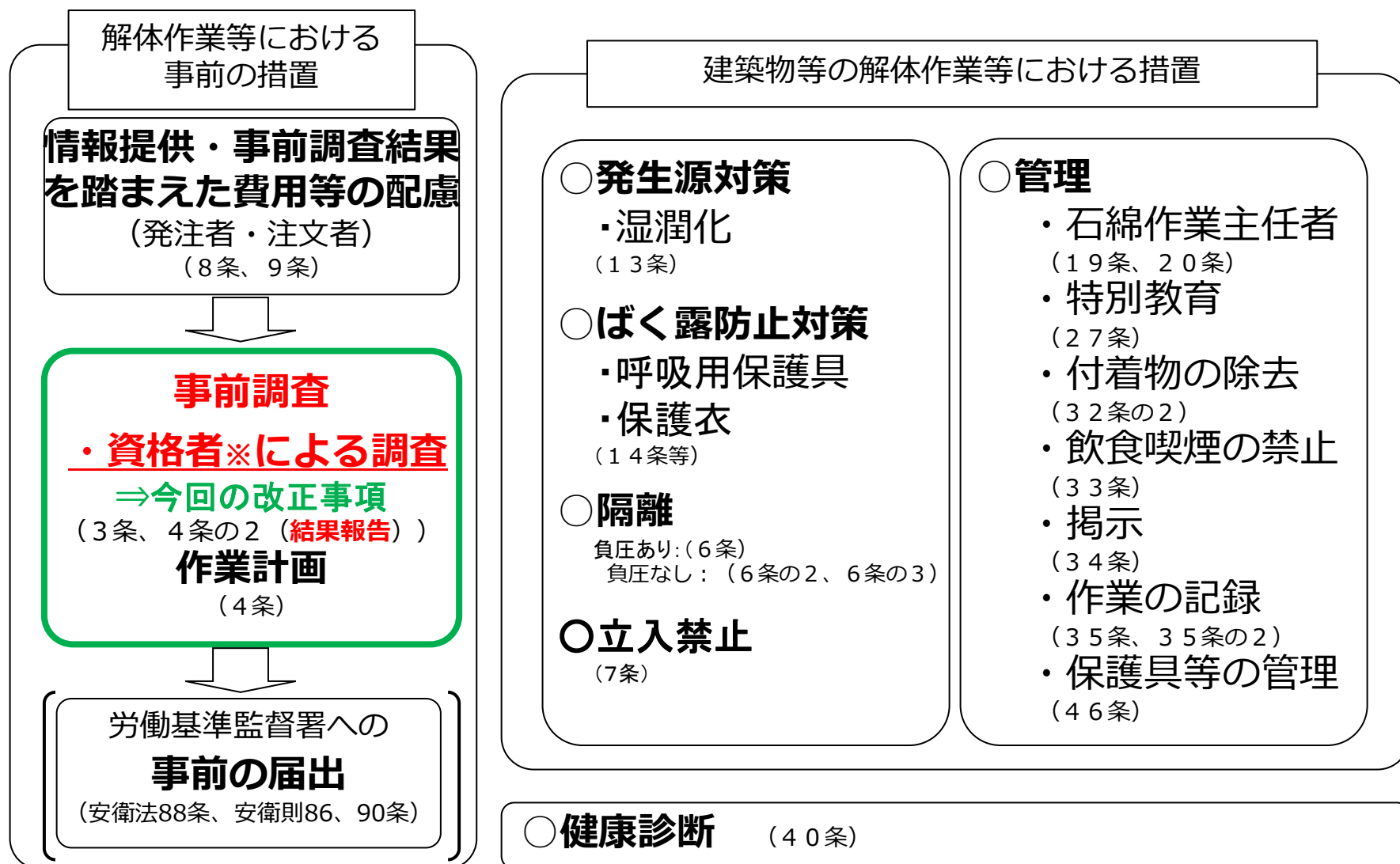
講習科目	範囲	講習時間
健康障害及びその予防措置に関する知識	溶接ヒュームによる健康障害の病理、症状、予防方法及び応急措置	1時間
作業環境の改善方法に関する知識	溶接ヒュームの性質 金属アーク溶接等作業に係る器具その他の設備の管理 作業環境の評価及び改善の方法	2時間
保護具に関する知識	金属アーク溶接等作業に係る保護具の種類、性能、使用方法及び管理	2時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項 特化則	1時間

## 告示日等

告示日：令和5年4月3日

適用日：令和6年1月1日

## 4. 工作物の解体等工事前の事前調査を行う者の要件の新設等①



※現時点では、建築物及び船舶に係る事前調査のみに、資格者による調査の実施が義務付けられている (R5年10月施行)

## 4. 工作物の解体等工事前の事前調査を行う者の要件の新設等②

### 事前調査を行う者の要件の新設 (省令改正事項)

- 建築物、船舶に対する石綿事前調査に加え、工作物に関する石綿事前調査についても、石綿を含有するおそれの高い工作物等の解体・改修工事を開始する前の石綿使用の有無に関する調査（以下「事前調査」）を行う者は、一定の講習を修了した者又はそれと同等以上の知識・経験を有する者<sup>※1</sup>でなければならないこととする。

※1 厚生労働大臣が定める者として、別途告示で定める予定

- 工作物の事前調査者の資格要件を設ける対象としては、

① **特定工作物<sup>※2</sup>の解体等の作業**

- ② 特定工作物**以外**の工作物の解体等の作業のうち、**石綿にばく露するおそれが比較的高い作業（塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料<sup>※3</sup>の除去等の作業）**とする。

※2 令和2年厚生労働省告示第278号に掲げる工作物（石綿使用のおそれが高いものとして厚生労働大臣が定めるものであり、事前調査結果の報告対象となる工作物）

※3 塗料、モルタル、コンクリート補修剤（シーリング材、パテ、接着剤）

- 資格者による事前調査が義務付けられる施行日までに必要な人数の調査者の養成育成が可能となるよう、速やかに法令を公布するとともに、公布後少なくとも2年から2年半程度の準備期間を確保する。

## 4. 工作物の解体等工事前の事前調査を行う者の要件の新設等③

区分	対象工作物	事前調査の資格
<p><b>特定工作物告示（令和2年厚生労働省告示第278号）に掲げる工作物</b></p> <p>（石綿使用のおそれが高いものとして厚生労働大臣が定めるものであり、事前調査結果の報告対象となる工作物）</p>	<p>【建築物とは構造や石綿含有材料が異なり、調査にあたり当該工作物に係る知識を必要とする工作物】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○炉設備（反応槽、加熱炉、ボイラー・圧力容器、焼却設備）</li> <li>○電気設備（発電設備、配電設備、変電設備、送電設備）</li> <li>○配管及び貯蔵設備（炉設備等と連結して使用される高圧配管、下水管、農業用パイプライン及び貯蔵設備）※上水道管は除く</li> </ul> <p>【注】 建築設備（建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等）に該当するものは工作物ではなく、建築物の一部。</p> <p>【建築物一体設備等】</p> <p>煙突、トンネルの天井板、プラットホームの上家、遮音壁、軽量盛り土保護パネル、鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板（建築物（建屋）に付属している土木構造物）、<b>観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物に該当するものを除く。）</b>※1</p> <p>【注】 建築設備系配管（建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等の建築設備の配管）は建築物の一部</p> <p>※1 <b>新たに特定工作物として指定予定</b></p>	<p>新設する<b>工作物石綿事前調査者</b>（仮称）</p> <p>新設する<b>工作物石綿事前調査者</b>（仮称）、<b>一般建築物石綿含有建材調査者</b>又は<b>特定建築物石綿含有建材調査者</b></p>
<p><b>その他の工作物</b></p>	<p>【上記以外の工作物】</p> <p>建築物以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたもののうち、上欄以外のもの。</p> <p>（エレベーター、エスカレーター、コンクリート擁壁、電柱、公園遊具、鳥居、仮設構造物（作業用足場等）、遊戯施設（遊園地の観覧車等）等）</p> <p>【注】 資格を設けない場合でも、適切に調査を実施できるよう、様式やチェックリストを作成する。</p>	<p><b>塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料の除去等の作業</b>※2に係る事前調査については、新設する<b>工作物石綿事前調査者</b>（仮称）、<b>一般建築物石綿含有建材調査者</b>又は<b>特定建築物石綿含有建材調査者</b></p>

※2 塗料の剥離、補修されたコンクリートやモルタルを使用した基礎の解体等を行う場合

## 4. 工作物の解体等工事前の事前調査を行う者の要件の新設等④

### 特定工作物の見直し (告示改正事項)

- 事前調査結果等を労働基準監督署に報告しなければならない特定工作物に、「観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物に該当するものを除く。）」を追加する。

(現行の特定工作物告示に掲げる工作物) ①反応槽、②加熱炉、③ボイラー及び圧力容器、④配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。）、⑤焼却設備、⑥煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。）、⑦貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。）、⑧発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。）、⑨変電設備、⑩配電設備、⑪送電設備（ケーブルを含む。）、⑫トンネルの天井板、⑬プラットホームの上家、⑭遮音壁、⑮軽量盛土保護パネル、⑯鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板

### 講習内容等及び実施体制 (告示改正事項)

- 工作物石綿事前調査者（仮称）講習について、その講習内容、受講資格、講師要件等を定める。
- 講習の品質管理のため、建築物石綿含有建材調査者講習と同様、登録講習機関による講習とするため、登録要件等を定める。

### その他

- 資格者による事前調査が義務付けられる日を待たず、養成された資格者による事前調査が適切に実施されるよう、関係団体に働きかける。
- 資格を設けない場合でも、適切に調査を実施できるよう、様式やチェックリストを作成する。
- 講習修了者の能力向上等が課題となることから、登録講習機関による協議会等を設置し、講習修了者への支援等の在り方について検討する。

# 工作物石綿事前調査者講習のカリキュラム

工作物石綿事前調査者講習のカリキュラムは講習登録規程別表2において、以下のように規定される。

科目	内容	時間
工作物石綿事前調査に関する基礎知識1	労働安全衛生法その他関係法令、工作物と石綿、石綿関連疾患及び石綿濃度と健康リスクに係る工作物石綿事前調査の基礎知識に関する事項	一時間
工作物石綿事前調査に関する基礎知識2	大気汚染防止法、建築基準法その他関係法令、リスク・コミュニケーションその他の工作物石綿事前調査全般にわたる基礎知識に関する事項	一時間
石綿使用に係る工作物図面調査	工作物一般、工作物と防火材料、石綿含有建材、工作物の図面その他の工作物石綿事前調査を行う際に必要となる情報収集に関する事項	四時間
現場調査の実際と留意点	調査計画、事前準備、現地調査、試料採取、現地調査の記録方法、工作物で使用される材料中の石綿分析その他の現地調査に関する事項	四時間
工作物石綿事前調査報告書の作成	調査票の記入、調査報告書の作成、所有者等への報告その他の工作物石綿事前調査報告書に関する事項	一時間